

運転免許申請等事務処理要領の制定について（例規）

〔最終改正 令和 8. 2. 20 例規務第 3 号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

運転免許（以下「免許」という。）の申請及び運転免許証（以下「免許証」という。）に関する事務については道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第 60号。以下「規則」という。）、京都府道路交通規則（昭和35年京都府公安委員会規則第13号。以下「府規則」という。）等に基づき処理し、当該事務処理に当たっては電子計算組織（以下「電算」という。）を導入して登録事務等を実施しているところであるが、当該事務をより適正、かつ、能率的に処理するため、この度、下記のとおり「運転免許申請等事務処理要領」を制定し、昭和62年 3 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、次に掲げる通達は、廃止する。

- 1 大型特殊免許により運転することができる大型特殊自動車の限定について（昭和41. 2. 28 : 1 京交二第71号）の例規通達
- 2 初心運転者標識の制定並びに同標識に係る事務の運用について（昭和47. 9. 21 : 7 京免許第 496号）の例規通達
- 3 運転免許申請等事務処理要領について（昭和49. 10. 1 : 9 京免許第 476号）の例規通達
- 4 電子計算組織による運転免許証の即日交付等の実施及び事務処理要領について（昭和56. 12. 24 : 6 京免許第2712号、6 京試験第 276号）の一般通達

記

運転免許申請等事務処理要領

第 1 免許の申請等

1 免許の申請に対する措置

運転免許試験課長（以下「試験課長」という。）及び京都市域外の警察署（向日町警察署、宇治警察署、城陽警察署、八幡警察署及び田辺警察署を除く。）（以下「京都市域外署」という。）の長（以下「京都市域外署長」という。）は、免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。以下同じ。）の申請があつたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 新規免許の申請

ア 免許試験合格前の取扱い

(ア) 申請は、運転免許申請書（別記様式第 1。以下「免許申請書」という。）、質問票（規則別記様式第12の 2）及び運転免許申請書（登録票）（別記様式第 2。以下「登録票」という。）により行わせること。

(イ) 申請の受理に際しては、規則第17条第 2 項第 9 号に規定する個人番号カード、旅券その他の書類で当該免許申請者が本人であることを確認するに足りるもの（同項各号に掲げる書類であつて同項の規定により添付し、又は提示するものを除く。以下「本人確認書類」という。）の提示を求め、当該免許申請者が本人であることを確認すること。

- (ウ) 免許申請書、登録票、住民票写し等を受理したときは、運転免許受験票（別記様式第3。以下「受験票」という。）を作成すること。この場合、前記第1の1の（1）のアの（イ）の規定により提示を受けた本人確認書類にあつては受験票の「確認事項」欄に「個人番号カードで確認済み」等と記載し、「確認者印」欄に確認者の印を押すとともに、受験票の「写真貼付」欄に規則第17条第2項第10号に規定する写真（以下「申請用写真」という。）を貼付し、収受印で明確に割印を行うこと。
- (エ) 規則第17条第2項第3号に規定する旅券等の提示があつたときは、免許申請書の記載内容と照合、確認の上、受験票の「確認事項」欄に「旅券照合済」等と記載し、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。
- (オ) 申請受理後は、免許の取消し等の処分該当歴の有無、その後の免許歴等を受験資格調査票（別添。以下「調査票」という。）により調査し、取消処分者講習の対象者であることが判明した場合は、自動車等の運転者等に対する講習等実施規則（昭和61年京都府公安委員会規則第7号。以下「講習実施規則」という。）別記様式第23の取消処分者講習終了証明書を提出させた上、免許試験の受験資格を確認すること。
- (カ) 原付免許の申請を受理するに当たっては、免許申請書に規則別記様式第22の10の4に規定する原付講習終了証明書を添付させ、法第108条の2第1項第6号に規定する講習（以下「原付講習」という。）の受講事実の有無を確認すること。
- (キ) 法第108条の2第1項第4号に規定する大型車講習、中型車講習、準中型車講習若しくは普通車講習、同項第5号に規定する大型二輪車講習若しくは普通二輪車講習、同項第7号に規定する旅客車講習若しくは同項第8号に規定する応急救護処置講習（以下「取得時講習」という。）又は原付講習の未受講者に対しては、免許試験に合格した場合であつても免許を与えないことがあることを教示すること。
- (ク) 質問票の記載内容から、法第90条第1項第1号から第2号までのいずれかに該当する疑いがある者に対しては、免許試験に合格した場合であつても免許を与えないことがあること又は保留することがあることを教示すること。

イ 免許試験合格後の取扱い

- (ア) 登録票は、別記第1から別記第4までに定めるところにより記載すること。
- (イ) 試験課長は、登録票に基づき電算に登録すること。
- (ウ) 試験課長は、電算により印字された免許証台紙を写真撮影機に挿入するとともに、免許試験に合格した申請者に、事前に作成させた暗証番号登録カード（IC免許証（法第93条の2の規定により免許証の記載事項等を、電磁的方法により記録したものをいう。以下同じ。）を作成する際に、任意の4桁2組の番号（当該申請者が番号を設定しない場合は、試験課長が定めた記号。以下「暗証番号」という。）を、暗証番号受付装置兼記載事項確認装置（以下「暗証番号受付装置」という。）に登録し、同装置により印字させたカードをいう。以下同じ。）により、写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該申請者を撮影すること。
- (エ) 京都市域外署長は、新規免許試験（原付・小特を含む。）の合格があつた場合は、運転免許申請書等（新規・併記・特別新規・更新・再交付・一部取消し）送付書（別記様式第4。以下「運転免許申請書等送付書」という。）を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、登録票、申請者に作成させた暗証番号登録カード、運転免許証作

成用の写真（申請前6月以内に撮影した無帽（免許申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）、住民票その他関係書類を速やかに試験課長に送付すること。

(2) 併記免許の申請

ア 現在受けている免許と異なる種類の免許を受けるための申請は、免許申請書（運転免許登録票（併記）（別記様式第6。以下「併記登録票」という。）と2枚1組のワン・ライティング式のもの）及び質問票により行わせること。

イ 規則第17条第3項の規定により免許証の提示をしてきたときは、併記登録票の免許証の写し欄に免許証の表側及び裏側を複写し、併記登録票の記載内容と照合、確認の上、受験票の「確認事項」欄に「免許証照合済」等と記載し、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。

ウ 申請を受理するに当たっては、現に準中型免許又は普通免許（以下「準中型免許等」という。）を受けている者が、準中型免許等に関する再試験を受験期間内に受けないことを理由として当該準中型免許等の取消しのための意見の聴取の通知を受けているかどうかについて調査票により調査し、意見の聴取の通知を受けている者が、準中型免許等を現に受けていることを根拠として大型免許、第二種免許等を受けようとしていることが明らかになった場合は、受験資格がない旨を教示し、意見の聴取の手続をすませるよう指導すること。

エ 京都市域外署長は、申請者に作成させた暗証番号登録カードにより写真撮影機に暗証番号を入力し、当該申請者を撮影の上、運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、併記登録票その他関係書類を速やかに試験課長に送付すること。

(3) 免許の特別申請

ア 次に掲げる者の免許の申請（以下「特別申請」という。）は、運転免許申請書（特別新規）（別記様式第7）（特別新規登録票（別記様式第7の2）と2枚1組のワン・ライティング式のもの）及び質問票により行わせること。ただし、後記第1の1の（3）のアの（ウ）に掲げる者の申請については、運転免許申請書（外免切替）（別記様式第8）（特別新規登録票（外免切替）（別記様式第8の2）と2枚1組のワン・ライティング式のもの）及び質問票により試験課長が取り扱うこと。

（ア）法第97条の2第1項第3号に規定する者

（イ）法第97条の2第1項第5号に規定する者

（ウ）法第97条の2第3項に規定する者

イ 法第97条の2第1項第3号に規定する者の申請に係る令第33条の6の2第6号の公安委員会がやむを得ないと認める事情は、公安委員会におけるシステム上の障害が発生し、免許証の更新に係る事務の遂行が困難になった場合その他の公安委員会側の事情により免許証の更新を受けることができなかった場合に該当することとする。

ウ 京都市域外署長は、免許試験一部免除の申請者に作成させた暗証番号登録カードにより、写真撮影機に暗証番号を入力し、当該申請者を撮影の上、運転免許申請書等送付書

を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、特別新規登録票その他関係書類を速やかに試験課長に送付すること。

2 免許試験の一部免除該当者に対する措置

- (1) 試験課長及び京都市域外署長は、前記1に規定する場合において、申請者が法第97条の2第1項に規定する免許試験の一部免除該当者であるときは、規則第18条第1項又は第2項に規定する書類を添付又は提示させ、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 法第97条の2第1項第1号の規定に該当する者であるときは、法第89条第3項後段に規定する公安委員会の発行する検査合格証明書の有効期間を確認した上、受験票の「免除理由」欄に「検査合格技能免除」と記載すること。

イ 法第97条の2第1項第2号の規定に該当する者であるときは、法第99条第1項に規定する指定自動車教習所（以下「指定校所」という。）の管理者の発行する卒業証明書又は修了証明書の有効期間を確認した上、受験票の「免除理由」欄に「指定校技能免除」と記載すること。

ウ 法第97条の2第1項第3号又は第5号の規定に該当する者であるときは、特別新規登録票の「試験免除の理由等」欄に必要な事項を記載すること。

- (2) 試験課長は、外国の行政庁の免許を有する者から免許試験の申請があるときは、令第34条の4第1項の規定により、別に定める「外免切替確認基準」による知識及び技能に関する確認を行うこと。

- (3) 試験課長は、令第34条の4第2項の規定に該当する者の申請は、規則第18条第1項第6号に規定する書類を添付又は提示させ、特別新規登録票（外免切替）の「試験免除の該当理由」欄に適用条項を記載して「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。

- (4) 試験課長は、令第34条の5第6号の規定に該当する者があるときは、規則第18条第1項第7号に規定する書類を添付させ、運転免許受験票の「免除理由」欄に該当事項を記載して確認者の印を押すこと。

- (5) 試験課長及び京都市域外署長は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許について当該免許の有効期間の更新を受けなかつた者で、当該免許の効力を失つた日から起算して6月を超え1年を経過しないものについては、当該免許の区分に応じ大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許又は普通仮免許について行う学科及び技能試験を免除すること。

3 試験実施に関する措置

(1) 適性試験

試験課長及び京都市域外署長は、前記1に規定する免許の申請を受理したときは、法第97条第1項第1号に規定する適性試験を行うほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 適性試験の結果については、受験票の「適性試験」欄及び「試験結果表」欄又は特別新規登録票裏面の「適性試験（検査）結果票」欄に所要の事項を記載して「担当者印」欄に担当者の印を押すこと。

イ 免許の条件を付する場合は、別記第3免許の条件等コードに定めるところにより、受験票の「免許を与える場合の条件」欄及び特別新規登録票裏面の「免許の条件等」欄に記載すること。

ウ 京都市域外署長は、京都府警察自動車運転免許試験場（以下「運転免許試験場」とい

う。) 以外の試験の場所において受験を希望する者については、試験課長に連絡の上、試験の日時を指示すること。

(2) 学科試験及び技能試験

試験課長及び京都市域外署長は、別に定めるところにより実施した学科試験及び技能試験の可否の結果を受験票の「試験結果表」欄に記入させ、「担当者印」欄に担当者の印を押させること。

(3) 原付免許等の試験問題の取扱い

京都市域外署長は、原付免許及び小型特殊免許の試験問題の取扱いは、次に掲げるところにより行うものとする。

ア 試験問題は、副署長に保管させること。

イ 試験問題は、同一問題を連続して出題しないようにすること。

ウ 試験問題が汚損又は破損したときは、その理由を付して試験課長に送付すること。

エ 試験問題が盗難にあい、又は亡失したときは、速やかに報告すること。

(4) 試験の停止等

ア 法第97条の3第1項の規定による免許試験の停止又は合格の決定の取消し（以下「試験の停止等」という。）の対象者は、次に掲げる者とする。

(ア) 虚偽の申請により免許試験を受け、又は受けようとしたと認められた者

(イ) 自己になりすまして免許試験を受けさせ、又は受けさせようとしたと認められた者

(ウ) 他人の解答を見る等により免許試験を受け、又は受けようとしたと認められた者

(エ) その他明らかに不正の手段により免許試験を受け、又は受けようとしたと認められた者

イ 試験課長及び京都市域外署長は、法第97条の3第1項の規定により試験の停止等を行う際には、次に掲げるところにより処理するものとする。

(ア) 免許試験の実施に当たって免許試験の停止の対象者を発見した場合においては、試験課長にあつては直ちに発見した不正の手段の内容を確認した上で当該対象者の免許試験を停止し、京都市域外署長にあつては直ちに試験課長に発見した不正の手段の内容を通報すること。

(イ) 試験課長は、前記第1の3の(4)のイの(ア)の規定による通報を受けたときは、直ちにその内容を確認した上で、当該対象者の免許試験を停止すること。

(ウ) 試験課長及び京都市域外署長は、免許試験に合格した者について合格の決定の取消の対象者となり得る情報を把握したときは、その事実について速やかに必要な調査を行うこと。

(エ) 京都市域外署長は、前記第1の3の(4)のイの(ウ)の調査の結果について、速やかに試験課長に通報すること。

(オ) 試験課長は、前記第1の3の(4)のイの(ウ)の調査を行い、又は同(エ)の規定による通報を受けてその内容を確認した結果、同(ウ)の対象者と認めて取り消したときは、府規則第20条第1項の規定により当該対象者にその旨を通知すること。

ウ 試験課長は、試験の停止等を行つた場合において、法第97条の3第3項の規定により免許試験を受けることができない期間を定めたときは、府規則第20条第2項の規定により当該対象者にその旨を通知するものとする。

4 技能検査申請に対する措置

試験課長は、規則第18条の2の3第2項に規定する技能検査の申請の受理に際しては、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 申請は、技能検査申請書（規則別記様式第13。以下「検査申請書」という。）により行わせることとし、検査申請書には、技能検査を受けようとする者が、法第89条第3項前段に規定する者であることを証明する書類及び申請用写真を添付させること。
- (2) 検査申請書を受理したときは、受験票を作成すること。この場合、仮免許証を提示させ検査申請書の免許証の写し欄に現に受けている仮免許証の表側及び裏側を複写し、検査申請書の記載内容と照合、確認の上、受験票の「確認事項」欄に「免許証照合済」と記載して、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。
- (3) 検査申請書を受理したときは、申請者に対して、検査の日時及び場所を指定すること。

5 審査申請に対する措置

試験課長及び京都市域外署長は、規則第18条の5に規定する限定解除審査の申請の受理に際しては、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 限定解除審査の申請

ア 申請は、限定解除審査申請書（別記様式第10。以下「審査申請書」という。）（限定解除審査票（別記様式第11。以下「審査票」という。）と2枚1組のワン・ライティング式のもの）により行わせること。

イ 審査申請書及び審査票を受理したときは、受験票を作成すること。この場合、免許証を提示させ、審査票の免許証の写し欄に免許証の表側及び裏側を複写し、審査申請書及び審査票の記載内容と照合、確認の上、受験票の「確認事項」欄に「免許証照合済」と記載して、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。

ウ 審査申請書及び審査票を受理したときは、審査の日時を指定すること。

(2) 技能審査免除の取扱い

審査申請書、審査票及び指定校所の発行した技能審査合格証明書を受理したときは、技能審査合格証明書が技能審査に合格した日から起算して3箇月以内のものであることを確認するとともに、免許証を提示させ、審査票の免許証の写し欄に免許証の表側及び裏側を複写し、審査申請書及び審査票の記載内容を照合、確認の上、審査票下部の審査結果表の「免許証確認」欄に「免許証照合済」と記載して、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。この場合、受験票は作成しないものとする。

(3) 審査合格者の取扱い

ア 試験課長が審査申請書及び審査票を受理したものについては、試験課長は、別記第5の1に定めるところにより免許証の「備考」欄に審査合格者の免許証等の変更に係る事項を記載するとともに、追記端末装置により法第93条の2の規定による電磁的方法による記録を行い、審査票に基づき電算に登録すること。

イ 京都市域外署長が審査申請書及び審査票を受理したものについては、試験課長に連絡の上、別記第5の1に定めるところにより、免許証の「備考」欄に審査合格者の免許証等の変更に係る事項を記載するとともに、追記端末装置により法第93条の2の規定による電磁的方法による記録を行うこと。この場合、京都市域外署長は、速やかに審査票の写しの下部の審査結果表の左欄外に「手数料徴収済〇〇警察署」と記載し、技能審査合

格証明書を添えて試験課長に送付すること。

ウ 試験課長は、前記第1の5の(3)のイの規定により審査票の写しの送付を受けたときは、審査票に基づき電算に登録すること。

6 条件付与等の申請に対する措置

試験課長及び警察署長（以下「署長」という。）は、規則第18条の6第2項に規定する条件の付与又は変更（以下「条件の付与等」という。）の申請の受理に際しては、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 申請は、運転免許条件申請書（規則別記様式第13の6）により行わせることとする。

(2) 運転免許条件申請書を受理したときは、次のいずれかに該当する場合を除き、条件の付与等を行うこととする。

ア 普通免許とその上位の免許を受けている場合において、普通免許についてのみ条件の付与の申請をしたとき。

イ 法第91条の2第3項の規定による審査の結果、条件の変更が適当でないと認められるとき。

(3) 普通免許の上位の免許を受けている者から運転免許条件申請書を受理したときは、次の区分に応じてそれぞれに定める手続きをとった上で、普通免許に条件を付与することとする。

ア 普通免許の上位免許を保有しており、普通免許を保有していない場合

普通免許の上位免許について申請取消し（法第104条の4第2項の規定による免許の取消しをいう。以下同じ。）を行うとともに、同条第1項後段の規定による普通免許を受けたい旨の申出に基づき、同条第3項の規定により普通免許を与えること。

イ 普通免許の上位免許と普通免許を保有している場合

普通免許の上位免許について申請取消しを行うこと。

7 緊急自動車の運転資格の審査の申請

(1) 申請は、緊急自動車運転資格審査申請書（府規則別記様式第22号。以下「資格審査申請書」という。）の下部の欄外に、緊急自動車の使用者（審査を受けようとする者の使用者で令第13条に定めるものをいう。）の住所及び氏名を記入させ、公印を押させて行わせること。

(2) 試験課長は、資格審査申請書を受理したときは、審査を受けようとする者に免許証を提示させ、資格審査申請書の記載内容と照合、確認の上、審査の日時を指定すること。

(3) 京都市域外署長は、資格審査申請書を受理したときは、前記(2)と同様に記載内容の照合、確認をした後、試験課長に連絡して審査日時の指定を受け、資格審査申請書の上部の欄外右側に審査日時を記載し、取扱者の印を押すこと。この場合、資格審査申請書を、審査を受けようとする者に交付し、審査を受ける際、試験課長に提出するよう教示すること。

(4) 試験課長は、消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例について（平成28.10.4：警察庁丙運発第32号）の警察庁交通局長通達に基づき、緊急自動車教習実施者として、京都府公安委員会の指定を受けた消防機関の長から資格審査の申請を受理したときは、資格審査申請書とともに評価結果を証する書面を提出させ、書面審査により可否を決定すること。

- (5) 試験課長は、緊急自動車の運転資格の審査に合格した者については、免許証の「備考」欄の最下段に別記第5の2に定めるところにより記載すること。

8 緊急自動車の運転資格の記載申請に対する措置

- (1) 試験課長は、緊急自動車の運転資格の審査に合格した者が、免許証を亡失、汚損、記載事項の変更等のため免許証の再交付を受け、緊急自動車の運転資格の記載を必要とするときは、緊急自動車運転資格記載申請書（別記様式第12。以下「資格記載申請書」という。）を提出させ、事実を確認の上、免許証「備考」欄の最下段に別記第5の2に定めるところにより記載すること。この場合において、記載を受けようとする者が、他の都道府県の公安委員会の行う審査に合格した者であるときは、審査公安委員会に事実を確認した上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇〇月〇〇日（審査公安委員会に係る都道府県名）京都公安委」の例により記載するものとする。
- (2) 試験課長は、審査なしに緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有する者から、免許証にその旨記載の申請があつたときは、資格記載申請書を提出させ、記載を受けようとする者の運転経歴を調査した上、免許証の「備考」欄の最下段に「緊急車（普通）運転可（無審査）〇〇年〇〇月〇〇日京都公安委」の例により記載すること。

9 免許証の更新申請に対する措置

(1) 免許証の更新申請

- ア 試験課長は、運転免許試験場において免許証の更新の申請を受理をしたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。
- (イ) 申請は、運転免許証更新申請書（登録票）（別記様式第13。以下「更新申請書（登録票）」という。）及び質問票により行わせること。ただし、他の都道府県から転入した者については、運転免許証更新申請書（登録票）（転入）（別記様式第14。以下「更新申請書（登録票）（転入）」という。）及び質問票により行わせること。
- (ロ) 免許証を提示させ、更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）の免許証の写し欄に免許証の表側及び裏側を複写し、更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）の記載内容と照合、確認すること。
- (ハ) 申請と同時の本籍、住所又は氏名に係る記載事項の変更の届出は、更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）により行わせること。この場合、本籍又は氏名を変更したときは住民票の写しを添付させ、住所を変更したときは住民票の写し等により確認すること。
- (ニ) 法第101条第5項に規定する適性検査を行い、その結果を更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）の「適性検査結果表」欄に記載して「実施者印」欄に検査実施者の印を押すこと。適性検査の結果、合格となつた者については、「合否」欄に合格印を押すこと。
- (ホ) 適性検査の結果、免許の条件等を新たに付し、又は変更した場合には、その旨を更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）の「免許の条件等」欄に記載すること。
- (ヘ) 運転免許の効力が停止されている場合に限り、更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）に、申請用写真を貼り付けること。
- (キ) 更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）は、別記第1登録票の記

載方法に定めるところに準じて記載すること。

(ク) 更新申請書（登録票）又は更新申請書（登録票）（転入）に基づき電算に登録し、電算により印字された免許証台紙を写真撮影機に挿入するとともに、免許証の更新申請者に、事前に作成させた暗証番号登録カードにより、写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該更新申請者を撮影すること。

(ケ) 申請者が、認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書その他の書類（以下「診断書等」という。）を提出した場合は、法第 101条の 4 第 2 項及び府令第29条の 2 の 3 の規定に該当する者であることを確認し、更新可能であれば受理の上、提出された診断書等を添付すること。

イ 試験課長は、京都駅前運転免許更新センター（以下「更新センター」という。）において免許証の更新の申請を受理したときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(ア) 申請は、運転免許証更新申請書（登録票）・更新時講習受講申請書（別記様式第14の 2。以下「更新・受講申請書」という。）及び質問票により行わせること。

(イ) 提示された免許証、更新・受講申請書に複写された免許証の記載事項及び更新・受講申請書の記載内容を照合し、確認すること。

(ウ) 申請と同時の本籍、住所又は氏名の変更届出を受理する場合は、次によりその内容を確認すること。

a 本籍又は氏名の変更の場合

更新・受講申請書に住民票の写しを添付させること。

b 住所の変更の場合

住民票の写し等の提示を受け確認すること。

(エ) 法第 101条第 5 項に規定する適性検査を行い、その結果を更新・受講申請書の「適性検査結果表」欄に記載して「実施者印」欄に検査実施者の印を押すこと。適性検査の結果、合格となった者については、「合否」欄に合格印を押すこと。

(オ) 適性検査の結果に基づき、更新・受講申請書の「条件変更の有無」欄に○印を付け、免許の条件の変更がある場合は、「新条件」欄に変更後の全ての条件を記載すること。

(カ) 運転免許の効力が停止されている場合及び申請者が持参した写真を用いて免許証を作成する場合に限り、更新・受講申請書に写真を貼り付けること。

(キ) 更新・受講申請書の「資料区分」欄の該当する項目の数字に○印を付け、電算に登録した後、「新照会番号」欄に申請日ごとの照会番号を記載すること。

(ク) 免許証の更新等に係る手数料の納付は、運転免許証更新等手数料納付書（別記様式第14の 3）により行わせることとし、所定額の手数料が納付されているかどうかを確認すること。

(ケ) 更新・受講申請書に基づき電算に登録し、当該更新・受講申請書又は電算により印字された免許証台紙を写真撮影機に挿入するとともに、免許証の更新申請者に、当該更新・受講申請書又は事前に作成させた暗証番号登録カードにより写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該更新申請者を撮影すること。

(コ) 申請者が診断書等を提出した場合は、法第 101条の 4 第 2 項及び府令第29条の 2 の

3の規定に該当する者であることを確認し、更新可能であれば受理の上、提出された診断書等を添付すること。

ウ 左京警察署、右京警察署（京北交番における免許の申請に限る。）、木津警察署、亀岡警察署、南丹警察署、綾部警察署、福知山警察署、舞鶴警察署、宮津警察署及び京丹後警察署（以下「写真撮影機設置署」という。）の長（以下「写真撮影機設置署長」という。）は、免許証の更新の申請を受理したときは、前記第1の9の（1）のアの（ア）から（キ）までに定めるところに準じて処理するほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

（ア）運転免許証更新申請書（Ⅰ）（別記様式第15）（運転免許証更新登録票（Ⅰ）（別記様式第15の2）と2枚1組のワン・ライティング式のもの。ただし、左京警察署においては後記第1の9のエに示す様式とする。）及び質問票により行わせること。ただし、他の都道府県から転入した者については、運転免許証更新申請書（Ⅰ）（転入）（別記様式第15の3）（運転免許証更新登録票（Ⅰ）（転入）（別記様式第15の4）と2枚1組のワン・ライティング式のもの。ただし、左京警察署においては後記第1の9のエに示す様式とする。）及び質問票により行わせること。

（イ）免許証の更新申請者に、免許証の交付日を指定すること。

（ウ）免許証の更新手続中に当該免許証の有効期間が満了する場合には、当該免許証の「備考」欄に別記第5の3に定めるところにより、所要の事項を記載して申請者に返還すること。

（エ）電算により印字された免許証台紙又は免許証を写真撮影機に挿入するとともに、免許証の更新申請者に、事前に作成させた暗証番号登録カードにより、写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該更新申請者を撮影すること。

（オ）運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、免許証台紙、運転免許証更新登録票（Ⅰ）又は運転免許証更新登録票（Ⅰ）（転入）その他関係書類を試験課長に送付すること。

（カ）申請者が診断書等を提出した場合は、法第101条の4第2項及び府令第29条の2の3の規定に該当する者であることを確認し、更新可能であれば受理の上、提出された診断書等を添付すること。

エ 写真撮影機設置署以外の署（以下「写真撮影機設置外署」という。）の長（以下「写真撮影機設置外署長」という。）は、法第108条の2第1項第11号に規定する講習（以下「高齢者講習」という。）及び同条第2項の規定による特定講習の受講済の者、妊産婦等で更新期間内に運転免許試験場に出頭することが困難な者その他やむを得ない事情にある者については、前記第1の8の（1）のア（（カ）及び（ク）を除く。）及びウの（ウ）に定めるところに準じて処理するほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

（ア）免許証の更新の申請は、運転免許証更新申請書（Ⅱ）（別記様式第16）（運転免許証更新登録票（Ⅱ）（別記様式第16の2）と2枚1組のワン・ライティング式のもの。）及び質問票により行わせること。ただし、他の都道府県から転入した者については、運転免許証更新申請書（Ⅱ）（転入）（別記様式第16の3）（運転免許証更新登録票（Ⅱ）（別記様式第16の4）と2枚1組のワン・ライティング式のもの。）及び質問票により行わせること。

- (イ) 免許証の更新申請者に、免許証の交付日を指定すること。
- (ウ) 申請用写真は、免許証台紙に貼り付けること。
- (エ) 免許証の更新申請者に、暗証番号登録カードを作成させること。
- (オ) 運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、免許証台紙、運転免許証更新登録票（Ⅱ）又は運転免許証更新登録票（Ⅱ）（転入）、暗証番号登録カードその他関係書類を試験課長に送付すること。
- (カ) 申請者が診断書等を提出した場合は、法第101条の4第2項及び府令第29条の2の3の規定に該当する者であるかを確認し、更新可能であれば受理の上、提出された診断書等を添付すること。

(2) 免許証の特例更新申請

試験課長及び写真撮影機設置署長は、法第101条の2の規定により、免許証の更新期間前に免許証を更新する申請の受理に際しては、前記第1の8の(1)の規定に準じて取り扱うこと。この場合、別記5の4に定めるところにより免許証の「備考」欄に記載すること。

なお、写真撮影機設置署以外の署の管内において、運転免許試験場に出頭することが困難な者その他やむを得ない事情のある者については、写真撮影機設置外署長が試験課長と同様に処理すること。

(3) 免許証の経由更新申請

ア 試験課長は、法第101条の2の2第1項の規定により、住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して住所地を管轄する公安委員会に免許証の更新の申請をしようとする者（以下「経由更新申請者」という。）から更新の申請があつたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(ア) 申請は、運転免許証更新申請書（規則別記様式第18。以下「更新申請書」という。）、経由申請書（別記様式第17の2）、適性検査結果通知書（別記様式第17の3）及び質問票により行わせること。

(イ) 経由更新申請者に免許証及び更新連絡書（法第101条第3項に規定する書面をいう。）を提示させ、更新申請書の記載内容と照合し確認すること。

(ウ) 経由更新申請者に対し、法第101条の2の2第2項に規定する適性検査を行い、その結果を経由申請書及び適性検査結果通知書に記載するとともに、経由申請書の「実施者印」欄に検査実施者の印を押し、適性検査結果通知書については、更新申請書及び質問票とともに、当該経由更新申請者の住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

(エ) 免許証の裏面「備考」欄に別記第5の5に定めるところにより、所要の事項を記載して経由更新申請者に返還すること。

(オ) 法第101条の3第1項の規定により経由更新申請者が法第108条の2第1項第11号に規定する講習（以下「更新時講習」という。）を受けたときは、更新時講習受講済証明書（講習実施規則別記様式第20）を前記第1の8の(3)のアの(ウ)の規定による書類とともに、当該経由更新申請者の住所地を管轄する公安委員会に送付すること。

イ 試験課長は、法第101条の2の2第3項及び第5項の規定により、経由地公安委員会から経由更新申請者に係る書類の送付があつたときは、次に掲げるところにより処理す

るものとする。

(7) 試験課長は、経由地公安委員会から適性検査結果通知書の送付があつた場合、適性検査結果から判断して、合格となつた者及び免許の条件等を新たに付し、若しくは変更して合格となつた者については、「合否」欄に合格印を押すこと。この場合において、当該適性検査結果通知書に記載された内容のみによつては更新の可否が判断できないと認めるときは、当該経由更新申請者に、適性検査を受けるべき旨を再検査実施通知書（別記様式第17の4）により通知すること。

(イ) 試験課長は、経由更新申請者のうち、経由地公安委員会において更新時講習を受けていない者については、免許証を交付する日を指定すること。

(ウ) 試験課長は、経由地公安委員会から送付のあつた更新申請書に基づき電算に登録し、更新申請書の「写真」欄に代え、電算により印字された免許証台紙に当該更新申請書に添付された申請用写真を貼り付けた上、当該免許証台紙を写真撮影機に挿入し、当該更新申請書に記載された暗証番号を入力し、経由更新申請者に係る免許証を作成すること。

(4) 試験課長及び署長は、免許証の更新申請を受理するに際し、更新時講習又は高齢者講習の未受講者に対しては更新を行わないこと及び免許証は有効期間の満了をもって失効することを教示すること。

10 免許証の再交付申請に対する措置

(1) 試験課長は、運転免許試験場又は更新センターにおける免許証の再交付申請の受理に際しては、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 申請は、運転免許証再交付申請書・再交付登録票（別記様式第20の2。以下「再交付申請・登録票」という。）により行わせること。

イ 免許証の亡失又は滅失を理由とする再交付の申請については、再交付申請・登録票の「運転免許証（亡失・滅失）てん末書」欄の内容を確認すること。

ウ 免許証の亡失又は滅失以外の理由による再交付の申請については、当該理由に係る免許証を提示させ、再交付申請・登録票の記載内容と照合し、確認すること。

エ 再交付申請・登録票の「写真」欄に申請用写真を貼り付け、収受印で明確に割印を行うとともに、当該写真を照合し、確認すること。

オ 他の都道府県からの転入に伴う免許証の記載事項変更届と同時に再交付申請があつた場合は、変更前の内容についても再交付申請・登録票に記載させて受理し、前記第1の9の(1)のアからエまでの措置をとるほか、再交付前の公安委員会名及び氏名、年齢、有効年等を確認すること。

カ 再交付申請・登録票に基づき電算に登録し、電算により印字された免許証台紙の免許証番号と再交付申請・登録票又は事前に作成させた暗証番号登録カードにより写真撮影機に暗証番号を入力させて、再交付申請者を撮影すること。

キ 免許証の再交付に係る手数料の納付は、運転免許証再交付手数料納付書（別記様式第20の3）により行わせることとし、再交付に係る免許証を交付する際に所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、申請者に再交付申請・登録票の「運転免許証受領書」欄に署名をさせること。

(2) 写真撮影機設置署長は、免許証の再交付申請の受理に際しては、前記第1の9の(1)（

カを除く。)に定めるところによるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 免許証の再交付日を指定すること。

イ 写真撮影機に免許証の再交付申請者が保有していた免許証番号を調査の上、免許証の亡失又は滅失を理由とする場合にあっては免許証番号の末尾の数値に1を加えた新たな免許証番号(末尾の数値が9の場合にあっては1)を、免許証の亡失又は滅失以外の理由による場合にあっては現在の免許証番号を入力するとともに、当該再交付申請者に、事前に作成させた暗証番号登録カードにより、写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該再交付申請者を撮影すること。

ウ 運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、再交付登録票その他関係書類を試験課長に送付すること。

エ 他の都道府県からの転入に伴う免許証の記載事項変更届と同時に再交付申請があつた場合は、変更事項について再交付申請・登録票の旧内容欄に記載させて受理し、前記第1の9の(1)(カを除く。)の措置をとり、速やかに試験課長に連絡し、再交付前の公安委員会名及び氏名、年齢、有効年等を確認すること。この場合において、前記第1の9の(2)のイの措置をとること。

(3) 写真撮影機設置外署長は、免許証の再交付申請の受理に際しては、前記第1の9の(1)(カを除く。)及び(2)のアに定めるところによるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 免許証の再交付申請者に暗証番号登録カードを作成させること。

イ 運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部、再交付登録票、暗証番号登録カードその他関係書類を試験課長に送付すること。

(4) 免許証を再交付した場合は、再交付年月日を別記第5の6に定めるところにより、免許証の「備考」欄に記載すること。

11 免許証の記載事項変更届に対する措置

(1) 京都府内での住所変更等

試験課長及び署長は、京都府内での住所、本籍又は氏名の変更を伴う変更届を受理する場合において、運転免許試験場及び警察署で受理するときは運転免許証記載事項変更届(登録票)(府内変更)(別記様式第21。以下「府内変更届」という。))の、更新センターで受理するときは運転免許証記載事項変更届(登録票・センター)(府内変更)(別記様式第21の2。以下「センター府内変更届」という。))の提出を受け、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 住所の変更に伴う府内変更届又はセンター府内変更届を受理したときは、免許証を提示させ、府内変更届又はセンター府内変更届の記載内容を住民票の写し等と照合、確認し、新住所を別記第5の7に定めるところにより、当該免許証の「備考」欄に記載するとともに、追記端末装置により法第93条の2の規定による電磁的方法による記録を行うこと。この場合、署長にあっては、府内変更届を試験課長に送付すること。

イ 本籍又は氏名の変更に伴う府内変更届又はセンター府内変更届を受理したときは、免許証を提示させ、新本籍又は氏名の記載事項を住民票の写しと照合、確認し、別記第1登録票の記載方法に定めるところに準じて新本籍又は氏名を、別記第5の7に定めるところにより、免許証の「備考」欄に記載するとともに、追記端末装置により法第93条の

2の規定による電磁的方法による記録を行うこと。この場合、署長にあっては、新本籍又は氏名に住民票の写しを添えて試験課長に送付すること。

(2) 他府県からの転入

試験課長及び署長は、他の都道府県からの転入に伴う変更届を受理する場合において、運転免許試験場及び警察署で受理するときは運転免許証記載事項変更届（登録票）（転入）（別記様式第22。以下「転入変更届」という。）の、更新センターで受理するときは運転免許証記載事項変更届（登録票・センター）（転入）（別記様式第22の2。以下「センター転入届」という。）の提出を受け、前記（1）に規定するところに準じるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 免許証を提示させ、転入変更届又はセンター転入届の記載内容を住民票の写しと照合、確認し、転入住所等を別記第5の7に定めるところにより、当該免許証の「備考」欄に記載するとともに、追記端末装置により法第93条の2の規定による電磁的方法による記録を行うこと。

イ 転入変更届及びセンター転入届は、別記第1登録票の記載方法に定めるところに準じて記載するとともに、免許証の記載事項を転記すること。この場合、署長にあっては、転入変更届を試験課長に送付すること。

(3) 登録

試験課長は、前記第1の10の（1）及び（2）の規定により処理された府内変更届、センター府内変更届、転入変更届又はセンター転入届を関係書類と照合、確認し、電算に登録すること。

12 申請による免許の取消しに対する措置

(1) 免許の全部取消し

ア 運転免許試験場又は更新センターで受理する場合

(ア) 試験課長は、免許の全部取消しに係る申請を受けたときは、運転者管理システム（以下「管理システム」という。）による免許・違反照会を行い、取消しを受ける者（以下「被取消者」という。）が申請取消しを行わない場合に該当していないことを確認の上、受理すること。

(イ) 試験課長は、前記第1の11の（1）のアの（ア）の申請を受理したときは、管理システムによる当該免許の抹消登録をし、抹消登録後、申請による運転免許の取消通知書（規則別記様式第19の3の9。以下「取消通知書」という。）を作成し、被取消者に対し、取消しに係る免許証（以下「取消免許証」という。）と引き換えに交付すること。

イ 警察署で受理する場合

(ア) 署長は、免許の全部取消しに係る申請を受理したときは、試験課長に連絡の上、運転免許取消申請書（規則別記様式第19の3の8。以下「取消申請書」という。）を送付すること。

(イ) 試験課長は、署長から前記第1の11の（1）のイの（ア）の連絡を受けたときは、同（1）のアの（ア）に規定する確認を行つた上、管理システムによる当該免許の抹消登録をし、その結果について当該署長に連絡すること。

(ウ) 署長は、前記第1の11の（1）のイの（イ）の規定により試験課長から連絡を受けたと

きは、取消通知書に必要事項を記載の上、被取消者に対し、取消免許証と引き換えに交付すること。

(エ) 署長は、取消通知書を交付したときは、取消申請書に取消通知書の写し及び取消免許証を添えて、速やかに試験課長に送付すること。

(2) 免許の一部取消し

ア 運転免許試験場又は更新センターで受理する場合

(ア) 試験課長は、取消免許証について受けることができる他の種類の免許を受けたい旨申出があつたときは、「受けたい他の免許の種類」欄の記載を確認の上、受理すること。この場合において、前記第1の11の(1)のアの(ア)に規定する確認を併せて行うこと。

(イ) 試験課長は、運転免許の効力が停止されている場合に限り、取消申請書の「写真」欄に、申請用写真を貼り付けること。

(ウ) 試験課長は、前記第1の11の(2)のアの(ア)の規定により申請を受理したときは、管理システムによる当該申出に係る免許以外の免許の抹消登録をすること。

(エ) 試験課長は、電算により印字された免許証台紙を写真撮影機に挿入するとともに、免許証の一部取消申請者に、事前に作成させた暗証番号登録カードにより、写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該一部取消申請者を撮影すること。

イ 写真撮影機設置署で受理する場合

(ア) 写真撮影機設置署長は、取消免許証について、他の種類の免許を受けたい旨申し出があつたときは、取消申請書の「写真」欄への申請用写真の貼り付け及び「受けたい他の免許の種類」欄の記載を確認の上、受理すること。この場合においては、前記第1の11の(1)のイの(ア)の規定を準用する。

(イ) 試験課長は、前記第1の11の(2)のイの(ア)の規定により連絡を受けたときは、同(1)のアの(ア)に規定する確認を行つた上、管理システムによる当該申出に係る免許以外の免許の抹消登録をし、その結果について当該署長に連絡すること。

(ウ) 写真撮影機設置署長は、取消免許証を写真撮影機に挿入するとともに、免許証の一部取消申請者に、事前に作成させた暗証番号登録カードにより、写真撮影機に暗証番号を入力させて、当該一部取消申請者を撮影すること。

(エ) 写真撮影機設置署長は、前記第1の11の(2)のイの(イ)の規定により試験課長から連絡を受けたときは、取消免許証の「備考」欄に「申請取消手続中 有効免許 ○○
○○年○○月○○日まで有効 ○○年○○月○○日 京都公委」の例により記載の上、申請者に返還することとし、併せて取消しを行つた免許の種類に係る取消通知書を作成し、交付すること。

(オ) 写真撮影機設置署長は、取消通知書を交付したときは、運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部及び取消申請書に取消通知書の写しを添えて、速やかに試験課長に送付すること。

ウ 写真撮影機設置外署での受理

(ア) 写真撮影機設置外署長は、取消免許証について、他の種類の免許を受けたい旨申出があつたときは、取消申請者の「写真」欄への申請用写真の貼り付け及び「受けたい他の免許の種類」欄の記載を確認の上、受理すること。この場合においては、前記第

1の11の(1)のイの(ア)の規定を準用する。

(イ) 試験課長は、前記第1の11の(2)のウの(ア)の規定により連絡を受けたときは、同(1)のアの(ア)に規定する確認を行った上、管理システムによる当該申出に係る免許以外の免許の抹消登録をし、その結果について当該署長に連絡すること。

(ウ) 写真撮影機設置外署長は、前記第1の11の(2)のウの(イ)の規定により試験課長から連絡を受けたときは、取消免許証の「備考」欄に「申請取消手続中 有効免許 ○○○○年○○月○○日まで有効 ○○○○年○○月○○日 京都公委」の例により記載の上、申請者に返還することとし、併せて取消しを行った免許の種類に係る取消通知書を作成し、交付すること。

(エ) 写真撮影機設置外署長は、取消通知書を交付したときは、免許証の一部取消申請者に暗証番号登録カードを作成せし、運転免許申請書等送付書を3部作成し、運転免許申請書等送付書2部及び取消申請書に取消通知書の写し及び当該暗証番号登録カードを添えて、速やかに試験課長に送付すること。

13 運転経歴証明書の交付申請に対する措置

(1) 運転免許試験場又は更新センターで受理する場合

試験課長は、運転経歴証明書の交付申請を受理する場合は、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 申請は、運転経歴証明書交付申請書（府規則別記様式第39号。以下「経歴証明交付申請書」という。）により行わせること。

イ 申請の受理に当たっては、申請者が令第39条の2の5に規定する者又は法第105条第2項の免許証の更新を受けなかった者であることを確認の上、経歴証明交付申請書の「取扱者印」欄に当該確認をした者が押印すること。

ウ 試験課長は、写真撮影機に電算により印字された免許証台紙を挿入し、運転経歴証明書の交付申請者を撮影すること。

エ 運転経歴証明書を交付するときは、所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、申請者に経歴証明交付申請書の経歴証明書受領欄に署名等させて交付すること。

(2) 写真撮影機設置署で受理する場合

写真撮影機設置署長は、運転経歴証明書の交付申請を受理する場合は、前記第1の12の(1)（ウを除く。）に規定するところによるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 運転経歴証明書の交付申請者に、運転経歴証明書の交付日を指定すること。

イ 運転経歴証明書の交付申請者の免許証を写真撮影機に挿入し、当該交付申請者を撮影すること。

ウ 運転経歴証明書交付・再交付送付書（別記様式第22の4。以下「経歴証明交付・再交付送付書」という。）を3部作成し、その2部を当該経歴証明交付申請書の写しとともに試験課長に送付すること。

エ 試験課長から当該経歴証明交付申請書に基づき作成された運転経歴証明書の送付を受けたときは、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書の交付申請者に交付すること。

(3) 写真撮影機設置外署で受理する場合

写真撮影機設置外署長は、運転経歴証明書の交付申請を受理する場合は、前記第1の12の(1)(ウを除く。)に定めるところによるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 運転経歴証明書の交付申請者に、運転経歴証明書の交付日を指定すること。

イ 運転経歴証明書の交付申請者に、申請用写真を提出させ、当該写真と当該交付申請者を照合、確認の上、経歴証明交付・再交付送付書を3部作成し、その2部を当該経歴証明交付申請書の写し、申請用写真その他関係書類とともに試験課長に送付すること。

ウ 試験課長から当該経歴証明交付申請書に基づき作成された運転経歴証明書の送付を受けたときは、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書の交付申請者に交付すること。

(4) 登録

試験課長は、前記第1の12の(1)から(3)までの規定により処理された経歴証明交付申請書を関係書類と照合、確認し、電算に登録するものとする。

14 運転経歴証明書の記載事項変更届に対する措置

試験課長及び署長は、記載事項の変更届を受理したときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 住所変更に対する措置

住所の変更に伴う運転経歴証明書記載事項変更届(登録票)(府規則別記様式第40号。以下「経歴証明記載事項変更届」という。)を受理したときは、運転経歴証明書を提示させ、経歴証明記載事項変更届の記載内容を住民票の写し等と照合、確認し、新住所を別記第5の7に定めるところに準じて運転経歴証明書の「備考」欄に記載すること。この場合、署長にあつては、経歴証明記載事項変更届を試験課長に送付すること。

(2) 氏名変更に対する措置

氏名の変更に伴う経歴証明記載事項変更届を受理したときは、運転経歴証明書を提示させ、経歴証明記載事項変更届の記載事項を住民票の写し等と照合、確認し、新氏名を、別記第5の7に定めるところに準じて運転経歴証明書の「備考」欄に記載すること。この場合、署長にあつては、経歴証明記載事項変更届に住民票の写し等を添えて試験課長に送付すること。

(3) 登録

試験課長は、前記第1の13の(1)及び(2)の規定により処理された経歴証明記載事項変更届を関係書類と照合、確認し、電算に登録すること。

15 運転経歴証明書の再交付申請に対する措置

(1) 試験課長は、運転経歴証明書の再交付申請の受理に際しては、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 申請は、運転経歴証明書再交付申請書(府規則別記様式第41号。以下「経歴証明再交付申請書」という。)により行わせること。

イ 運転経歴証明書の亡失又は滅失を理由とする再交付の申請については、その状況を明らかにしたてん末書(運転経歴証明書亡失・滅失てん末書(別記様式第22の7))を経歴証明再交付申請書に添付の上、提出させ、記載内容を照合、確認すること。

ウ 運転経歴証明書の亡失又は滅失以外の理由による再交付の申請については、当該運転経歴証明書を提示させ、経歴証明再交付申請書の記載内容と照合、確認すること。

エ 経歴証明再交付申請書の「写真」欄に申請用写真を貼り付け、收受印で明確に割印を行うとともに、当該写真を照合、確認すること。

オ 他の都道府県からの転入に伴う記載事項の変更と同時に再交付申請があった場合は、変更事項を経歴証明記載事項変更届の「変更した事項」欄に記載させて受理し、前記第1の14の(1)のアからエまでの措置を採ること。

カ 提出を受けた経歴証明再交付申請書を関係書類と照合、確認し、電算に登録すること。

キ 電算により印字された免許証台紙を写真撮影機に挿入するとともに、当該再交付申請者を撮影すること。

ク 運転経歴証明書を交付するときは、所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、申請者に経歴証明書受領欄に署名等させて交付すること。

(2) 写真撮影機設置署長は、運転経歴証明書の再交付申請の受理に際しては、前記第1の14の(1)(カ及びキを除く。)に定めるところによるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 運転経歴証明書の交付日を指定すること。

イ 写真撮影機に運転経歴証明書の再交付申請者が保有していた免許証番号を調査の上、入力して、当該再交付申請者を撮影すること。

ウ 他の都道府県からの転入に伴う記載事項の変更と同時に再交付申請があった場合は、変更事項を経歴証明記載事項変更届の変更事項欄に記載させて受理し、前記第1の14の(1)のアからエまでの措置を採り、速やかに試験課長に連絡し、再交付前の公安委員会名、氏名、生年月日等を確認すること。

エ 経歴証明交付・再交付送付書を3部作成し、その2部を経歴証明再交付申請書その他関係書類とともに試験課長に送付すること。

オ 試験課長から当該経歴証明再交付申請書に基づき作成された運転経歴証明書の送付を受けたときは、当該運転経歴証明書を運転経歴証明書の再交付申請者に交付すること。

(3) 写真撮影機設置外署長は、運転経歴証明書の再交付申請の受理に際しては、前記第1の14の(1)(カ及びキを除く。)並びに同(2)のア、ウ及びオに定めるところによるほか、経歴証明交付・再交付送付書を3部作成し、その2部を経歴証明再交付申請書その他関係書類とともに試験課長に送付すること。

(4) 運転経歴証明書を再交付した場合は、再交付年月日を別記第5の6に定めるところに準じて、運転経歴証明書の「備考」欄に記載すること。

16 運転経歴証明書の返納等に対する措置

(1) 試験課長は、再交付後に亡失した運転経歴証明書を発見した等の理由により返納された運転経歴証明書を受理したとき又は運転経歴証明書を交付した際に引換えに汚損等した運転経歴証明書を受理したときは、幹部職員の立ち会いの下で裁断処分させること。

(2) 署長は、再交付後に亡失した運転経歴証明書を発見した等の理由により返納された運転経歴証明書を受理したとき又は運転経歴証明書を交付した際に引換えに汚損等した運転経歴証明書を受理したときは、試験課長に送付すること。この場合において、返納された運転経歴証明書にあっては、運転経歴証明書返納書（府規則別記様式第42号）とともに送付すること。

17 臨時適性検査に対する措置

- (1) 試験課長は、法第 102条第 4 項及び第 5 項に規定する臨時適性検査を行つた場合は、臨時適性検査等結果表（別記様式第23）を作成すること。
- (2) 署長は、法第 102条第 4 項に規定する臨時適性検査を行う必要があると認めるときは、速やかに試験課長に通知することとし、同条第 5 項に規定する臨時適性検査を行う場合は、免許証更新時における適性検査に準じて行い、臨時適性検査表を作成し試験課長に送付すること。
- (3) 試験課長及び署長は、臨時適性検査の結果、免許に条件を新たに付し、解除し、又は変更したときは、別記第 5 の 1 に定めるところにより、免許証の「備考」欄に所要の事項をそれぞれ記載するとともに、別記第 1 登録票の記載方法に定めるところにより、条件等変更登録票を作成すること。この場合において、署長は条件等変更登録票を試験課長に送付することとし、試験課長は条件等変更登録票に基づき電算に登録すること。

18 本籍確認、暗証番号照会及び閉塞解除申請に対する措置

- (1) 試験課長及び署長は、本籍確認、暗証番号の照会及び暗証番号閉塞解除の申請を受理したときは、本籍確認・暗証番号照会・暗証番号閉塞解除申請書（別記様式第23の 2。以下「照会等申請書」という。）を提出させるとともに、追記端末装置により申請者を照合・確認すること。
- (2) 試験課長及び署長は、本籍確認の照会及び申請者の誤操作により閉塞された I C 免許証の暗証番号受付機能の閉塞解除の申請については、追記端末装置のより本籍の確認又は暗証番号受付機能の閉塞解除を行うこと。この場合、確認した本籍を、照会等申請書下欄の「I C 免許証本籍・暗証番号回答書」を切り離して記入し、同回答書を本籍確認の申請者に交付すること。
- (3) 試験課長は、暗証番号照会の申請については、別に定める要領により、暗証番号照会の申請者が設定した暗証番号を確認すること。この場合、確認した暗証番号を、照会等申請書下欄の「I C 免許証本籍・暗証番号回答書」を切り離して記入し、同回答書を暗証番号照会の申請者に交付すること。
- (4) 署長は、暗証番号照会の申請については、次に掲げるところにより処理するものとする。
 - ア 署長は、ファックス送信により照会等申請書を試験課長に送付すること。
 - イ 試験課長は、別に定める要領により、暗証番号照会の申請者が設定した暗証番号を確認すること。
 - ウ 署長は、試験課長から回答された暗証番号を、照会等申請書下欄の「I C 免許証本籍・暗証番号回答書」を切り離して記入し、同回答書を暗証番号照会の申請者に交付すること。

第 2 免許証の作成等に対する措置

1 免許証の作成

試験課長は、次に掲げるところにより免許証を作成するものとする。

- (1) 新規（免許の特別申請に係る新規を含む。以下同じ。）及び併記の免許証は、運転免許試験に合格し電算に登録したものについて作成すること。この場合、電算の通報により免許の拒否・保留及び二重免許、初心運転者に係る手配、再試験該当の有無、取消処分者講

習受講対象者該当の有無、取消処分者講習受講の有無等を確認し、不正免許取得の防止等
所要の措置を採ること。

なお、特別申請の場合、失効した免許のうち、初心運転者取消手配登録がなされている
もの、再試験対象者で再試験を受験しなかつたもの及び取消処分者講習受講対象者で当該
講習を受講しなかつたものについては、当該免許に係る特別申請はできないので、取消し
に係る免許以外の免許を交付する必要がある場合は、免許証の免許年月日欄に取消しに係
る免許以外の免許の免許年月日を記載するものとする。

- (2) 新規及び併記の免許証に係る初心運転者該当の判断は、電算システムにより行われるの
で、次に掲げる場合は、電算システム上のデータに所要の修正を加えるものとする。

ア 令第37条の規定により、外国免許経歴を有するため初心運転者でないと認められる場
合

イ 免許試験に合格した免許と同種の免許について初心運転者取消手配登録がなされてい
る者については、当該免許について初心運転者として通報されることとなるが、調査の
結果、初心運転者でないと認められる場合

ウ 免許試験に合格した免許と同種の免許について初心運転者取消手配登録はなされてい
ないが、再試験対象で再試験を受けないまま当該免許を失効させた者については、非初
心運転者として通報されることとなるが、初心運転者取消手配登録が遅れていた場合等
受験期間内に再試験を受けなかつた初心運転者であることが明らかとなつた場合

- (3) 更新及び再交付の免許証は、電算に登録したものについて作成すること。この場合、電
算の通報により交通違反・交通事故の行政処分点数、初心運転者に係る手配、再試験該当
の有無等を確認し、所要の措置を採ること。
- (4) 更新及び再交付に係る免許証について、初心運転者取消手配がなされている場合は、取
消処分の執行等所要の措置を採ること。この場合において、当該取消しに係る免許以外の
免許を交付する必要があるときは、免許証の免許年月日欄に取消しに係る免許以外の免許
年月日を記載すること。
- (5) 更新及び再交付の免許証について、再試験該当者通報がなされた場合は、事実関係を調
査の上、所要の措置を採ること。

なお、更新申請を受理した時点において、再試験該当者であることが判明した場合は、
再試験を受けてから更新手続を行うように指導するものとする。

- (6) 前記第1の11の(2)のアの(ア)の規定により申請を受理したとき及び同(2)のイの(イ)
の規定により写真撮影機設置署長から送付を受けたときは、取消申請書の記載内容を確認
の上、他の種類の免許を受けたい旨の申出に係る免許証（以下「一部取消免許証」という
。）を作成すること。

2 免許証の送付

- (1) 試験課長は、作成した免許証を運転免許申請書等送付書により署長に送付すること。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により免許証の送付を受けたときは、当該送付書と照合、確認
すること。

3 免許証の保管

試験課長及び署長は、免許証の保管に当たっては、鍵のかかる場所に収納し、亡失、汚損
等のないようにすること。

4 免許証の交付

- (1) 試験課長及び署長は、新規及び併記の免許証を交付するときは、所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、申請者に免許証受領欄に署名等させて交付すること。
- (2) 試験課長は、再交付の免許証を交付するときは、申請者に再交付登録票の免許証受領欄に押印又は署名させて交付すること。
- (3) 試験課長及び署長は、更新及び併記の免許証を交付するときは、申請者が現に有する免許証と引き換えること。
- (4) 署長は、更新及び再交付の免許証を交付するときは、申請者に運転免許証受領書（別記様式第24の2）に氏名及び生年月日を記載させて交付すること。
- (5) 試験課長は、令第26条の3の3の規定により大型自動二輪車等の初心運転者に係る取得年月日を表示するとき、又は令第26条の4の規定により初心運転者標識の表示を免除するときは、別記第5の8に定めるところにより免許証の「備考」欄に所要事項をそれぞれ記載すること。
- (6) 試験課長及び署長は、初心運転者に免許証を交付するときは、その者の初心運転者期間の末日等を教示すること。
- (7) 大型、中型、準中型、普通、大型二輪、普通二輪、大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許に係る免許試験に合格した者が、取得時講習を受講していない場合は、受講するまでの間、免許証を交付しないものとする。
- (8) 原付免許に係る免許試験に合格した者が、原付講習を受講していない場合は、受講するまでの間、免許証を交付しないものとする。
- (9) 試験課長は、一部取消免許証を交付するときは、取消通知書と共に交付すること。
- (10) 署長は、前記第2の2の(1)の規定により送付を受けた一部取消免許証を交付するときは、運転免許証受領書に氏名及び生年月日を記載させて、前記第1の11の(2)のイの(エ)又は同ウの(ウ)の規定により返還した免許証と引き換えに交付すること。

5 免許証の返納等

- (1) 試験課長は、失効等により返納された免許証を受領したとき又は免許証を交付した際に引換えに免許証を受領したときは、幹部職員の立会いの下で裁断処分させること。
- (2) 署長は、失効等により返納された免許証を受領したときは、運転免許証返納書（府規則別記様式第20号）と共に試験課長に送付すること。また、免許証を交付した際に引換えに免許証を受領したときは、幹部職員の立会いの下で裁断処分させること。

第3 免許の拒否等

1 免許の拒否又は保留に伴う試験課長の措置

試験課長は、法第90条第1項又は第13項の規定による免許の拒否又は保留の処分基準に該当する者（以下「拒否等処分基準該当者」という。）があつたときは、次に掲げるところにより措置するものとする。

- (1) 拒否等処分基準該当者に対して、運転免許拒否・保留通知書（別記様式第25）により出頭を求め、弁明の日時及び場所を指定して点数制度による行政処分等の事務処理要領について（平成4. 8. 21：4京免許第408号、4京試験第214号）の例規通達（以下「行政処分例規」という。）第12の(10)に規定する弁明通知書を交付し、受領書を徴すること。

ただし、即日交付に係る免許の拒否又は保留される者については、運転免許拒否・保留通知書を省略することができる。

- (2) 前記 (1)に規定する指定日に出頭した者については、行政処分例規第12の(11)に規定する弁明調書を作成し、又は弁明書を受領し、これを審査した後、運転免許^{拒否}処分通知書^{保留}

(規則別記様式第13の3)を交付して、通知書控えに受領印を徴すること。

- (3) 前記 (2)に規定する運転免許^{拒否}処分通知書^{保留}を交付する場合は、当該処分について審査請求をすることができること、審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間の教示を行うこと。

- (4) 保留処分を受けた者については、免許証の交付予定日を指定すること。この場合、法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習（以下「停止処分者講習」という。）を受けることができる旨を教示すること。

- (5) 免許の保留処分を受け、保留期間（停止処分者講習により処分期間が短縮された者については、その期間）が満了した者に対しては、前記第2の4の(1)の規定に準じて免許証を交付すること。

- (6) 拒否等処分基準該当者の処分手続を京都市域外署長に依頼するときは、運転免許の拒否・保留の処分について（別記様式第26）に、運転免許^{拒否}処分通知書^{保留}及び弁明通知書を添えて送付すること。

2 免許の拒否又は保留に伴う市外署長の措置

京都市域外署長は、試験課長から前記第3の1の(6)の規定により免許の拒否・保留処分についての依頼を受けたときは、次に掲げるところにより措置するものとする。

- (1) 送達された運転免許拒否・保留通知書により出頭を求め、弁明通知書を交付し、受領書を徴すること。
- (2) 拒否等処分基準該当者が、運転免許拒否・保留通知書により指定した日に出頭したときは、前記第3の1の(2)及び(3)の規定するところに準じて措置すること。
- (3) 保留処分を執行したときは、試験課長に連絡し、免許証の交付日について協議した後、保留処分を受けた者に免許証の交付予定日を教示すること。
- (4) 拒否処分に伴う弁明の通知をしたとき又は保留処分を執行したときは、保留等の処分執行結果報告書（別記様式第27）に免許証（送付がないときを除く。）、弁明通知書の受領書、運転免許保留通知書控え及び弁明調書又は弁明書を添えて報告すること。

3 弁明録取担当者の指定

試験課長及び京都市域外署長は、弁明の録取を担当する者を所属の警察職員の中から指定しておくものとする。

4 前歴の通知

試験課長は、免許試験に合格した者のうち、令別表第3の備考第1号の3又は4に該当する者については、前歴通知書（別記様式第28）を交付して前歴の通知を行うこと。

5 登録

試験課長は、免許の拒否、保留及び前歴の通知を行ったときは、違反登録票（別記様式第29）短縮

を作成し、これに基づき電算に登録すること。

第4 仮免許の申請

1 仮免許の新規申請に対する措置

(1) 指定校所からの一括申請の取扱い

署長は、指定校所の教習生が、当該指定校所の管理者が発行する修了証明書を添えて、当該指定校所を経由の上一括して申請をしてきたときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 申請は、仮運転免許申請書（別記様式第30。以下「仮免申請書」という。）及び質問票により行わせること。

イ 仮免申請書及び関係書類を受理したときは、規則第19条第2項に規定する仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）を作成して、申請をしてきた教習生が属する指定校所の管理者に一括して交付すること。この場合、仮免許証の写真下部の中央に警察本部長名のプレス印を確実に押印すること。

ウ 交付に当たっては、仮免許証交付手数料取扱簿（別記様式第31）において所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、申請者に署名等を求めること。

エ 仮免許証交付後、仮免申請書及び関係書類は、速やかに試験課長に送付すること。

(2) 前記（1）以外からの申請の取扱い

試験課長及び京都市域外署長は、前記（1）に規定する者以外のものが、仮免許の申請をしてきたときは、前記（1）のアに規定するところによるほか、次に掲げるところにより処理するものとする。

ア 申請者が、京都府下の居住者以外の者であるときは、法第98条第2項の規定による京都府公安委員会に届出をした自動車教習所（以下「届出校所」という。）が発行する在校証明書等を仮免許申請書に添付させるものとする。

イ 仮免申請書及び関係書類を受理したときは、仮免許受験票（別記様式第32）を作成すること。この場合、仮免許受験票の「写真貼付」欄に免許用写真を貼付させ、收受印で明確に割印を行うこと。

ウ 住民票の写し、免許証等は、仮免申請書の記載内容と照合、確認し、仮免許受験票の「確認者印」欄の確認事項ごとに確認者が押印の上、申請者に返却すること。

エ 仮免許証の作成及び交付は、前記（1）のイの規定に基づき行うこと。この場合、「教習生が属する指定校所の管理者に一括して交付すること。」を「者に交付すること。」に読み替えること。

オ 交付に当たっては、仮免許証受領書（別記様式第33）において所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、免許証受領欄に署名等を求めること。

2 仮免許試験の一部免除該当者に対する措置

(1) 試験課長及び京都市域外署長は、仮免許試験を受けようとする者が令第34条の5第3号の規定に該当するものであるときは、仮免許受験票の「免除事由」欄に「学科試験免除」又は「技能試験免除」と記載し、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。

(2) 試験課長及び京都市域外署長は、準中型自動車仮免許試験を受けようとする者にあつて

は令第34条の5第4号の規定に該当するものであるとき、普通自動車仮免許試験を受けようとする者にあつては令第34条の5第5号の規定に該当するものであるときは、仮免許受験票の「免除理由」欄に「技能及び学科試験免除」と記載し、「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。

- (3) 試験課長及び京都市域外署長は、大型仮免許、中型仮免許、準中型仮免許及び普通仮免許を申請する者が法第97条の2第1項第4号に該当する者であるときは、仮免許受験票の「免除事由」欄に「技能及び学科試験免除」と記載し「確認者印」欄に確認者の印を押すこと。

3 適性試験の実施に関する措置

試験課長及び京都市域外署長は、前記1に規定する仮免許の申請を受理したときは、法第97条第1項第1号に規定する適性試験を行うほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 適性試験の結果を仮免許受験票の「適性試験」欄及び「試験結果表」欄に記載して、「担当者印」欄に担当者の印を押すこと。
- (2) 適性試験に合格した者に対し、次の試験の種別、日時及び場所を指定すること。この場合、京都市域外署長は、京都府警察自動車運転免許試験場以外の試験場所において受験を希望する者については、試験課長に連絡の上、試験の日時を指示すること。

4 仮免許証の再交付申請に対する措置

試験課長及び京都市域外署長は、仮免許を受けている者から、その有効期間中に当該仮免許証の亡失、汚損等の理由により、仮免許証の再交付の申請（以下「仮免再交付申請」という。）があつた場合は、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 申請は、仮免許証再交付申請書（別記様式第34。以下「仮免再交付申請書」という。）により行わせること。この場合において、京都府下の居住者以外の者に係る申請には、現に教習を受けている届出校所が発行する在校証明書等を添付させること。
- (2) 仮免許証の亡失又は滅失を理由とする再交付の申請については、その状況を明らかにした仮免許証（亡失・滅失）てん末書（別記様式第34の2）を仮免再交付申請書に添付の上提出させ、記載内容と照合し、確認すること。
- (3) 仮免再交付申請書及び関係書類を受理し、その内容等に誤りがないときは、仮免再交付申請書に必要事項等を記載又は押印し、仮免許証を作成の上申請者に交付すること。

なお、京都市域外署長が仮免再交付申請を受理したときは、その都度、事前に試験課長に連絡の上処理すること。

- (4) 再交付する仮免許証の表面上部には、朱色の「㊟」印を押印すること。
- (5) 交付に当たっては、仮免再交付申請書において所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、仮免許証受領欄に署名等を求めること。

5 仮免許証記載事項の変更届に対する措置

試験課長及び京都市域外署長は、仮免許証記載事項変更届（別記様式第35）、仮免許証、住民票の写し等の資料を提出又は提示させ、届出内容と照合、確認の上、当該免許証の「備考」欄に変更事項を記載して、「担当者印」欄に担当者の印を押すこと。

6 仮免許証の保管

試験課長及び京都市域外署長は、仮免許証に係る諸用紙の保管に当たっては、鍵のかかる場所に収納するとともに、仮免許証用紙受払簿（別記様式第36）を備え、その出納を明らか

にしておくこと。

7 仮免許証の返納等

試験課長及び署長は、失効等により返納された仮免許証を受理したとき又は免許証を交付した際に引換えに仮免許証を受理したときは、前記第2の5に定めるところにより処理すること。

第5 国外運転免許証の取扱い

1 国外運転免許証の交付申請

試験課長及び舞鶴警察署長は、法第107条の7第1項に規定する国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）の交付申請を受理する場合において、運転免許試験場及び警察署で受理するときは国外運転免許証交付申請書（別記様式第37）の、更新センターで受理するときは国外運転免許証交付申請書（センター）（別記様式第38）の提出を受け、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 外国に渡航する者であることを証する書面を確認すること。
- (2) 国外免許証の発給日は、別記第5の9に定めるところにより、免許証の備考欄に記載すること。
- (3) 国外運転免許証交付申請書により申請を受理し、国外免許証を交付する場合は、国外運転免許証交付申請書において所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、国外運転免許証交付簿（別記様式第39）に所要の事項を記載し、国外運転免許証交付申請書の免許証受領欄に署名させて行うこと。
- (4) 国外運転免許証交付申請書（センター）により申請を受理した場合における国外免許証の交付に係る手数料の納付は、国外運転免許証交付手数料納付書（別記様式第40）により行わせることとし、国外免許証を交付する際に所定額の手数料が納付されているかどうかを確認するとともに、国外運転免許証交付簿に所要の事項を記載し、申請者に国外運転免許証交付申請書（センター）の「国外運転免許証受領書」欄に署名をさせること。
- (5) 舞鶴警察署長は、国外免許証を発給したときは、国外運転免許証交付申請書等の関係書類を試験課長に送付すること。

2 国外免許証の返納等

試験課長又は署長は、失効等により返納された国外免許証を受理したときは、前記第2の5に定めるところにより処理するものとする。

第6 写真撮影機等の管理体制

1 運転免許試験場及び更新センター

(1) 運用管理責任者

ア 運転免許試験課（以下「試験課」という。）に運用管理責任者を置く。

イ 運用管理責任者には、試験課長をもつて充てる。

ウ 運用管理責任者は、運転免許試験場及び更新センターにおける自動受付端末、写真撮影機、免許作成プリンター、追記端末装置、視力検査機その他運転免許申請等事務処理に必要な機器等（以下「自動受付端末等」という。）の適正な運用及び維持管理に当たるものとする。

(2) 運用管理副責任者

ア 運転免許試験場及び更新センターに運用管理副責任者を置く。

イ 運転免許試験場の運用管理副責任者には試験課の次席を、更新センターの運用管理副責任者には更新センターの所長をもつて充てる。

ウ 運用管理副責任者は、運用管理責任者の命を受け、運転免許試験場又は更新センターにおける自動受付端末等の運用及び維持管理に係る事務を統括するものとする。

(3) 取扱責任者

ア 運転免許試験場及び更新センターに取扱責任者を置く。

イ 運転免許試験場の取扱責任者には試験課の課長補佐を、更新センターの取扱責任者には更新センターの副所長をもつて充てる。

ウ 取扱責任者は、運転免許試験場又は更新センターにおける自動受付端末等の適正な運用及び維持管理に関し、必要な点検及び確認に当たるものとする。

(4) 補助者

運用管理責任者は、試験課の警察職員の中から運用管理副責任者及び取扱責任者の任務を補佐させるため、補助者を指定することができる。

2 警察署

(1) 警察署運用管理責任者

ア 警察署に警察署運用管理責任者を置く。

イ 警察署運用管理責任者には、署長をもつて充てる。

ウ 警察署運用管理責任者は、警察署における写真撮影機（写真撮影機設置署に限る。）
、暗証番号受付装置、追記端末装置、視力検査機その他運転免許申請等事務処理に必要な機器（以下「暗証番号受付装置等」という。）の適正な運用及び維持管理に当たるものとする。

(2) 警察署運用管理副責任者

ア 警察署に警察署運用管理副責任者を置く。

イ 警察署運用管理副責任者には、副署長をもつて充てる。

ウ 警察署運用管理副責任者は、警察署運用管理責任者の命を受け、警察署における暗証番号受付装置等の運用及び維持管理に係る事務を統括するものとする。

(3) 警察署取扱責任者

ア 警察署に警察署取扱責任者を置く。

イ 警察署取扱責任者には、交通課長をもつて充てる。

ウ 警察署取扱責任者は、警察署における暗証番号受付装置等の適正な運用及び維持管理に関し、必要な点検及び確認に当たるものとする。

(4) 補助者

警察署運用管理責任者は、警察署交通課の警察職員の中から警察署運用管理副責任者及び警察署取扱責任者の任務を補佐させるため、補助者を指定することができる。

第7 資料の取扱い

電算により作成された資料の取扱いに当たっては、京都府警察における警察情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和5年京都府警察本部訓令第4号）その他別に定めるところにより、その適正を図らなければならない。

別記第 1

登録票の記載方法

1 資料区分

該当の数字を○で囲むこと。

2 生年月日

例 昭和36年 8 月 29 日

大 正	昭 和	平 成									
2	③	4	3	6	年	0	8	月	2	9	日

3 免許証番号

電算に登録後記載すること。

4 照会番号

別記第 2 照会番号割当表に基づき、申請日ごとに「00001」から順に記載すること。

5 適性試験日

適性試験、学科試験又は技能試験の合格の日のうち、最終の試験の合格日を記載すること。

6 交付年月日

免許証の交付（予定）年月日を記載すること。

7 性別

該当の数字を○で囲むこと。

8 呼び名

(1) 通常の呼び名を、濁点、半濁点、⊖も一字として記載すること。

(2) 記載は16字以内とし、17字以下は記載しないこと。

9 統一氏名

(1) 日本人の場合は、電算に登録後記載すること。

(2) 外国人の場合は、必ず外国人登録証明書、旅券、外務省又は権限ある機関が発行する身分証明書に記載されている氏名を記載すること。

例 Jean D.Layson (エアン・アソン)

氏 名	エアン⊖アソン⊖
-----	----------

10 警察署コード

所定のコードを記載すること。

11 免許の条件等

(1) 別記第 3 免許の条件等コードにより、順位順にコードを記載すること。

(2) 既に登録した免許の条件等を変更する場合は、既に登録した免許の条件等の内容のいかんにかかわらず、変更後の免許の条件等の内容を前記 (1) と同様の方法で記載すること。

12 免許の種類

受けようとする免許の種類の下欄のコード番号に○を付すこと。

13 運転練習の方法

次のコード表により記載すること。

教 習 所 コ ー ド	コード	教 習 所	コード	教 習 所
	6101	京 都 府	6117	大 久 保
	6102	福 知 山	6119	山 科
	6103	デ ル タ 四 条	6120	近 畿
	6104	光 悦	6121	ニュードライバー
	6105	舞 鶴	6122	太 秦
	6106	峰 山	6124	二 条
	6110	宝 池	6125	網 野
	6111	岩 倉	6126	園 部
	6112	長 岡	6127	陸 自
	6113	岩 滝	6131	湯 の 花
	6115	綾 部	6133	山 城 田 辺
	6116	山 城	6134	伏 見 デ ル タ

そ の 他 の コ ー ド	コード	区 分
	8603	大型二種以外で2年又は3年の経歴が必要で取消し、失効等の経歴証明がある場合
	8604	大型二種で経歴証明がある場合
	8703	大型二種以外で技能試験合格の場合
	8704	大型二種で技能試験合格の場合
	9861	外国免許の切替え
	9961	原付・小特

照 会 番 号 割 当 表

申 請 場 所	照 会 番 号 (新規・併記)	照 会 番 号 (更新)
運 転 免 許 試 験 場	00001～01999	20001～21999
京 都 駅 前 運 転 免 許 更 新 セ ン タ ー		22001～23999
上 京 警 察 署		30501～30999
東 山 "		31001～31499
中 京 "		31501～31999
下 京 "		32001～32499
左 京 "		32501～32999
左 京 警 察 署 分 庁 舎		30001～30499
伏 見 警 察 署		33001～33499
山 科 "		33501～33999
右 京 "		34001～34499
右 京 警 察 署 京 北 交 番	02201～02399	34501～34999
南 警 察 署		35001～35499
北 "		35501～35999
西 京 "		36001～36499
向 日 町 "		36501～36999
宇 治 "		37001～37499
城 陽 "		37501～37999
八 幡 "		38001～38499
田 辺 "		38501～38999
木 津 "	02001～02199	39001～39499
亀 岡 "	02401～02599	39501～39999
南 丹 "	02601～02799	40001～40499
綾 部 "	02801～02999	40501～40499
福 知 山 "	03001～03199	41001～41499
舞 鶴 "	03201～03399	41501～41999
舞 鶴 警 察 署 東 庁 舎	03401～03599	42001～42499
宮 津 警 察 署	03601～03799	42501～42999
京 丹 後 "	03801～03999	43001～43499
京 丹 後 警 察 署 網 野 交 番	04001～04199	43501～43999
京 丹 後 警 察 署 久 美 浜 "	04201～04399	44001～44499

別記第 3

免許の条件等コード

免許の条件等の内容		免 許 の 条 件 等	コード	順位
車 種 限 定	大型免許又は大型第二種免許に限定が付されているもの	大型車はマイクロバスに限る	100	4
	大型免許、大型第二種免許、中型免許又は中型第二種免許で身体障害者以外に限定が付されているもの	その他	110	
	大型免許のみに限定が付されているもの	大型車は自衛隊用自動車に限る	111	
	中型免許又は中型第二種免許に限定が付されているもの	中型車は中型車（８ｔ）に限る	112	2
	中型免許がＡＴ車に限定されているもの又は中型免許及び中型第二種免許に限定が付されているもの	中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車に限る	113	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車に限る（軽車360は除く）	114	
	中型第二種免許のみに限定が付されているもの	中型車（８ｔ）、準中型車と普通車の旅客車はＡＴ車に限る	115	
		旅客車は中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る	116	
		準中型車（５ｔ）と普通車の旅客車はＡＴ車に限る	361	
		中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る	362	
		中二で運転できる旅客車は準中型車（５ｔ）と普通車に限る	367	
		中二で運転できる中型車はなく、旅客車は準中型車（５ｔ）と普通車に限る	368	
	準中型免許のみに限定が付されているもの	準中型で運転できる準中型車は準中型車（５ｔ）に限る	363	
	準中型免許がＡＴ車に限定されているもの又は中型第二種免許がＡＴ車に限定されているもの	準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る	364	
		準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る（軽車360は除く）	365	
	準中型免許及び中型第二種免許の両免許に限定が付されているもの	準中型及び中二で運転できる中型車はなく、準中型車は準中型車（５ｔ）に限る	366	
	普通第一種免許がサポートカー	普通車はサポートカーに限る	950	

一に限定されているもの			
その他		970	
普通第一種免許がA T車に限定されているもの又は普通第一種免許及び普通第二種免許がA T車に限定されているもの	普通車はA T車に限る	120	2
	普通車はA T車に限る（軽車360は除く）	121	
	普通車の旅客車はA T車に限る	130	
普通第二種免許のみがA T車に限定されているもの	普通車の旅客車はA T車に限る	130	
	準中型車（5 t）及び普通車は自三車、軽車（360）に限る	141	
	準中型車（5 t）、普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る	151	
	準中型車（5 t）及び普通車の旅客車は自三車に限る	161	
準中型免許又は中型第二種免許で身体障害者以外に限定が付されているもの	その他	171	3
	普通免許又は普通第二種免許で身体障害者又は審査未済以外に限定が付されているもの	140	
	普通車は自三車、軽車（360）に限る	140	
	普通車及び旅客車は自三車、軽車（360）に限る	150	
	普通車の旅客車は自三車に限る	160	
	普通車は軽車（360）に限る	170	
普通免許又は普通第二種免許で身体障害者又は審査未済以外に限定が付されているもの	普通車はミニカーに限る	180	
	普通車はミニカーに限る	180	
	その他	190	
	大型特殊免許又は大型特殊第二種免許に限定が付されているもの	200	
	大特車はカタピラ車に限る	200	
	大特車は総重量5 t未満に限る	210	
	大特車はロード・ローラに限る	220	
	大特車は農耕車に限る	230	
	大特車は総重量5 t未満のカタピラ車に限る	240	
大型特殊免許又は大型特殊第二種免許に限定が付されているもの	大特車はカタピラ車及び総重量5 t未満に限る	250	4
	大特車はカタピラ車及び農耕車に限る	260	
	大特車は農耕車及び総重量5 t未満に限る	270	
	その他	280	
	けん引免許又はけん引第二種免許に限定が付されているもの	300	
	けん引は積載量5 t未満の重被けん引車に限る	300	
	けん引はカタピラ車に限る	310	
	けん引は農耕車に限る	320	
	けん引は農耕車に限る	320	

		けん引はカタピラ車及び農耕車に限る	330	
		セミトレーラ以外の総重量 2 t 未満の被けん引車に限る	331	
		その他	340	
車	普通二輪免許に限定が付されているもの	普通二輪は小型二輪に限る	350	
		普通二輪は小型二輪の A T 車に限る	351	
		普通二輪は A T 車に限る	352	
		普通二輪は A T 車に限る（小型二輪は除く）	353	
両	大型二輪免許に限定が付されているもの	二輪車は A T 車に限る	354	
		二輪車は A T 車に限る（普通二輪は除く）	355	
		二輪車は A T 車に限る（小型二輪は除く）	356	
限	大型二輪免許又は普通二輪免許に限定が付されているもの	その他		
		大型二輪免許が特定大型自動二輪車（規則第 2 条の表備考の規定により、内閣総理大臣が指定する三輪の自動車のうち大型自動二輪車に区分されるものをいう。以下同じ。）（A T 車に限る。）及び特定普通自動二輪車（規則第 2 条の表備考の規定により、内閣総理大臣が指定する三輪の自動車のうち普通自動二輪車に区分されるものをいう。以下同じ。）（A T 車に限る。）に限定されているもの	二輪車は特定二輪の A T 車に限る	
		普通二輪免許が特定普通自動二輪車（A T 車に限る。）に限定されているもの	普通二輪は特定二輪の A T 車に限る	
		普通二輪免許が特定普通自動二輪車（小型二輪車で	普通二輪は小型二輪の特定二輪の A T 車に限る	

	あつてA T車であるものに 限る。)に限定されている もの		
	大型二輪免許が大型自動 二輪車にあつては特定大型 自動二輪車 (A T車に限る 。)に限定されているもの	大型二輪は特定二輪のA T車に限 る	
	大型二輪免許が特定大型 自動二輪車 (A T車に限 る。)及び普通自動二輪車 (A T車に限る。)に限定 されているもの	大型二輪は特定二輪のA T車に限 り、普通二輪はA T車に限る	360
	大型二輪免許が特定大型 自動二輪車 (A T車に限 る。)、特定普通自動二輪車 (A T車に限る。)及び小 型二輪車に限定されている もの	二輪車は小型二輪に限り、特定二 輪はA T車に限る	2
	普通二輪免許が特定普通 自動二輪車 (A T車に限 る。)及び小型二輪車に限 定されているもの	二輪車は小型二輪に限り、特定普 通二輪はA T車に限る	
	大型二輪免許が特定大型 自動二輪車 (A T車に限 る。)、特定普通自動二輪車 (A T車に限る。)及び小 型二輪車 (A T車に限る。)に限定されているもの	二輪車は小型二輪のA T車に限 り、特定二輪はA T車に限る	
	普通二輪免許が特定普通 自動二輪車 (A T車に限 る。)及び小型二輪車 (A T車に限る。)に限定され ているもの	二輪車は小型二輪のA T車に限 り、特定普通二輪はA T車に限る	
	大型二輪免許が電動大型 自動二輪車 (A T車に限 る。)に限定されているも の	大型二輪は電動大型二輪のA T車 に限る	
	大型二輪免許が電動大型 自動二輪車に限定されてい るもの	大型二輪は電動大型二輪に限る	

	大型二輪免許が電動大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）及び普通二輪車（ＡＴ車に限る。）に限定されているもの		大型二輪は電動大型二輪のＡＴ車に限り、普通二輪はＡＴ車に限る		
	大型二輪免許が電動大型自動二輪車（ＡＴ車に限る。）、普通二輪車（ＡＴ車に限る。）及び小型二輪車に限定されているもの		大型二輪は電動大型二輪のＡＴ車に限り、普通二輪はＡＴ車に限る（小型二輪は除く）		
身体障害者	大型車、中型車、準中型車、普通車又は大型特殊車を運転するときは、補聴器の使用を義務付けられているもの		補聴器	400	5
	大型車、中型車、準中型車、普通車又は大型特殊車を運転するときは、補聴器を使用すべきこととし、補聴器を使用しないで準中型車又は普通車を運転するときは、特定後写鏡等を使用し、かつ、聴覚障害者標識を府令第９条の６に規定する方法で付すべきこととするもの		補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない普通車に限る（旅客車を除く））	401	1
			補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車（５ｔ）と普通車に限る（旅客車を除く））	403	
			補聴器（使用しない場合は特定後写鏡等で聴覚障害者標識を付けた重被牽引車を牽引しない準中型車と普通車に限る（旅客車を除く））	404	
	準中型車又は普通車を運転するときは、特定後写鏡等を使用すべきこととするもの		特定後写鏡等	402	
	身体障害者の車両に限定されているもの	全ての免許	ＡＴ車に限る	880	
		大型免許又は大型第二種免許		410	
		中型免許又は中型第二種免許	ＡＴ車に限る	900	
			中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る	910	
			ＡＴ車の中型車（８ｔ）、準中型車と普通車に限る	911	
			中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車に限る	920	

		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車でアクセル・ブレーキは手動式に限る	921	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は下肢で運転できるＡＴ車に限る	922	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車で手動式のアクセルに限る	923	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はＡＴ車で手動式のブレーキに限る	924	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は手動式のアクセルに限る	925	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は手動式のブレーキに限る	926	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はアクセルを操作上有効な状態に改造したものに限り	927	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限り	928	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限り	929	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は各ペダルを操作上有効な状態に改造したものに限り	930	
		中型車（８ｔ）、準中型車と普通車は左アクセルに限る	931	
		その他	940	
	準中型免許又は 中型第二種免許	準中型車（５ｔ）と普通車に限る	810	5
		ＡＴ車の準中型車（５ｔ）と普通車に限る	811	
		準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車に限る	820	
		準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車でアクセル・ブレーキは手動式に限る	821	
		準中型車（５ｔ）と普通車は下肢で運転できるＡＴ車に限る	822	

	準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車で手動式のアクセルに限る	823
	準中型車（５ｔ）と普通車はＡＴ車で手動式のブレーキに限る	824
	準中型車（５ｔ）と普通車は手動式のアクセルに限る	825
	準中型車（５ｔ）と普通車は手動式のブレーキに限る	826
	準中型車（５ｔ）と普通車はアクセルを操作上有効な状態に改造したものに限る	827
	準中型車（５ｔ）と普通車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限る	828
	準中型車（５ｔ）と普通車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限る	829
	準中型車（５ｔ）と普通車は各ペダルを操作上有効な状態に改造したものに限る	830
	準中型車（５ｔ）と普通車は左アクセルに限る	831
	準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下の車両に限る	832
	準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下のＡＴ車に限る	833
	準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る	834
	準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下でアクセル・ブレーキは手動式のＡＴ車に限る	835
	準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下でアクセルは手動式のＡＴ車に限る	836
	準中型車（５ｔ）と普通車は長さ４．７ｍ幅１．７ｍ以下でブレーキは手動式のＡＴ車に限る	837
準中型免許	その他	840
普通免許又は普	普通車は軽車（６６０）に限る	420

通第二種免許	普通車は軽車（550）に限る	430
	普通車は軽車（360）に限る	440
	普通車は総重量1.5 t 以下に限る	450
	普通車は総重量1.2 t 以下に限る	460
	A T 車に限る	470
	普通車に限る	471
	A T 車の普通車に限る	480
	普通車はA T 車に限る	481
	普通車は総重量1.5 t 以下のA T 車に限る	491
	普通車は総重量1.2 t 以下のA T 車に限る	492
	普通車はA T 車でアクセル・ブレーキは手動式に限る	500
	普通車は総重量1.5 t 以下でアクセル・ブレーキは手動式のA T 車に限る	511
	普通車は総重量1.2 t 以下でアクセル・ブレーキは手動式のA T 車に限る	512
	普通車は総重量1.5 t 以下でアクセルは手動式のA T 車に限る	513
	普通車は総重量1.2 t 以下でアクセルは手動式のA T 車に限る	514
	普通車は総重量1.5 t 以下でブレーキは手動式のA T 車に限る	515
	普通車は総重量1.2 t 以下でブレーキは手動式のA T 車に限る	516
	普通車はミニカーに限る	520
	普通車は長さ4.7m幅1.7m以下の車両に限る	521
	普通車は長さ4.7m幅1.7m以下のA T 車に限る	522
	普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式に限る	523
	普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセル・ブレーキは手動式のA T 車に限る	524
	普通車は長さ4.7m幅1.7m以下でアクセルは手動式のA T 車に限る	525

		普通車は長さ4.7m幅1.7m以下で ブレーキは手動式のA T車に限る	526
		普通車は下肢で運転できるA T車 に限る	530
		普通車はA T車で手動式のアクセ ルに限る	531
		普通車はA T車で手動式のブレー キに限る	532
		普通車は手動式のアクセルに限る	533
		普通車は手動式のブレーキに限る	534
		普通車は排気量2.0ℓ以下に限る	535
		普通車は排気量1.5ℓ以下に限る	536
		普通車は排気量1.2ℓ以下に限る	537
		普通車はアクセルを操作上有効な 状態に改造したものに限り	538
		普通車はブレーキを操作上有効な 状態に改造したものに限り	539
		普通車はクラッチを操作上有効な 状態に改造したものに限り	540
		普通車は各ペダルを操作上有効な 状態に改造したものに限り	541
		普通車は左アクセルに限る	542
		その他	550
	大型特殊免許、 大型特殊第二種 免許、けん引免 許又はけん引第 二種免許		560
	大型二輪免許又 は普通二輪免許	二輪車及び原付車はA T車で左手 ブレーキに限る	570
		二輪車及び原付車はA T車で前後 輪ブレーキは手動式に限る	580
		二輪車及び原付車はA T車に限る	590
		二輪車及び原付車は側車付きに限 る	591
		二輪車及び原付車は右手ブレーキ に限る	592
		二輪車及び原付車は左手ブレーキ に限る	593
		二輪車及び原付車は足ブレーキに	594

		限る	
		二輪車及び原付車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限る	595
		二輪車及び原付車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限る	596
		二輪車及び原付車はハンドル・サドルを低くし有効な状態に改造したものに限る	597
		普通二輪は排気量0.250ℓ以下に限る	598
		小型二輪に限る	599
		普通二輪は排気量0.090ℓ以下に限る	600
		普通二輪は排気量0.055ℓ以下に限る	601
		その他	610
	小型特殊免許		620
	原付免許（原付免許の上位の免許を受けているものを含む）	原付車はA T車で左手ブレーキに限る	630
		原付車はA T車で前後輪ブレーキは手動式に限る	640
		原付車は三・四輪に限る	651
		原付車は側車付きに限る	652
		原付車はA T車に限る	660
		原付車は三・四輪のA T車に限る	661
		原付車は右手ブレーキに限る	662
		原付車は左手ブレーキに限る	663
		原付車は足ブレーキに限る	664
		原付車はブレーキを操作上有効な状態に改造したものに限る	665
		原付車はクラッチを操作上有効な状態に改造したものに限る	666
		原付車はハンドル・サドルを低くし有効な状態に改造したものに限る	667
		その他	670
	義手の使用を義務付けられたもの	義手	680
		二輪車は義手	690
		二輪車は義手でA T車に限る	691

		原付車は義手	692	
		原付車は義手でＡＴ車に限る	693	
		その他	700	
	義足の使用を義務付けられたもの	義足	710	
		二輪車は義足	720	
		二輪車は義足でＡＴ車に限る	721	
		原付車は義足	722	
		原付車は義足でＡＴ車に限る	723	
		義足（ＡＴ車を除く）	724	
		その他	730	
	装具の使用を義務付けられたもの	装具	740	
		二輪車は装具	741	
		二輪車は装具でＡＴ車に限る	742	
		原付車は装具	743	
		原付車は装具でＡＴ車に限る	744	
		装具（ＡＴ車を除く）	745	
		その他	750	
眼鏡使用	眼鏡等の使用を義務付けられたもの	眼鏡等	850	1
		眼鏡等（小特車及び原付車を除く）	860	
		眼鏡等（大型車、中型車、準中型車、旅客車、けん引車に限る）	870	

別記第4

氏名等記載方法

1 氏名、生年月日欄

氏名は、日本の国籍を有しない者については、在留カード、特別永住者証明書等により記載すること。この場合、漢字を使用している国の国籍等を有する者については漢字で、その他の国籍等を有する者についてはローマ字で記載すること。生年月日は、日本の年号に換算して記載すること。

2 本籍、国籍等欄

本籍は、字数が多くてその欄に全部を記載できないときは、末尾を省略して記載すること。

日本の国籍を有しない者のうち、漢字を使用している国の国籍等を有する者については漢字で、その他の国籍等を有する者についてはカタカナで国名等のみを記入すること。

3 住所欄

住所の字数が多くてその欄に全部を記載できないときは、次のとおり省略して記載すること。

正 式 な 呼 称	省 略 記 載 例
京都市中京区河原町通三条下ル三丁目 東入南車屋町288番地の1	中京、河原町三条下三丁目東入南車屋町 288の1
京都市上京区今出川通寺町西入三筋目 上ル塔ノ段町590番地の2	上京今出川寺町西入三筋上塔ノ段町590 の2
京都市南区壬生通八条下ル東寺町541番 地の10 日本太郎方	南区壬生八条下東寺町541の10 日本太 郎方
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の30 3街区F棟313号	伏見区向島二ノ丸町151－30 3－F棟313号
京都市下京区堀川通塩小路上ル御方紺 屋町10番地 塩小路アパート32号	下京区堀川塩小路上ル塩小路アパート32 号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字若 宮前10番地の25	乙訓郡大山崎町円明寺小字若宮前10の25

別記第5

免許証備考欄記載方法

免許証の備考欄に記載する事項及び方法は、次のとおりとし、原則として1事項1行で終わるように記載し、末尾に公安委員会公印を押すものとする。

1 免許の条件等変更の記載

免許の条件等を新たに付し、解除し、又は変更したときは、下の行から使用して、次により記載すること。

免許の条件等を付与、解除又は変更の別	解除又は変更したことの記載文	条件等記載文例
条件等を新しく付したとき	条件等欄記載文例に従って記載すること。	平8.9.10眼鏡等 京都公委
条件等の全部を解除したとき	「免許の条件等解除」と記載すること。	平8.9.10免許の条件等解除 京都公委
条件等が2以上あり、その一部を解除したとき	免許証の免許の条件等欄に記載されている解除されるまでの条件の文言をそのまま記載し、続いて「の条件を解除」と記載すること。	平8.9.10普通車は軽車に限るの条件を解除 京都公委
条件等を変更したとき (現に受けている条件に付された条件等に新たに条件等を追加する場合、又は、条件等が2つ以上あり、その一部を変更する場合を含む。)	「免許条件等変更」の文言に続き新たに、変更された条件の文言を含む、条件のすべての文言を記載すること。	平8.9.10免許条件等変更 普通車はA T車に限る。眼鏡等(小特車・原付車を除く。) 京都公委

2 免許証交付後審査に合格した者についての記載

免許証交付後審査に合格した者は、下の行から使用して、次により記載すること。

記 載 事 項 の 内 容	記 載 方 法
道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号。以下「法第96号」という。)附則第2条第3項の規定により、自動三輪車の運転に限られている旧自動三輪免許で、普通自動車免許に係る審査に合格したときの表示	「平成8.9.10(普1)合格 京都公委」とし、備考欄に「審査(普1)未済」の表示がある場合は、同表示に横線二条を引いて抹消する。
法第96号附則第2条第3項の規定により、自動三輪車の運転に限られている旧自動三輪第二種免許で、普通自動車免許又は普通自動車第二種	普通自動車免許に係る審査に合格したときは、「平成8.9.10審査(普1)合格 京都公委」とする。 普通自動車第二種免許に係る審査に合

免許に係る審査に合格したときの表示	格したときは、「平成8.9.10審査（普1.2）合格 <u>京都公委</u> 」とし、備考欄に「審査（普1.2）未済」の表示がある場合は、同表示に横線二条を引いて抹消する。
法第96号附則第2条第3項の規定により、旅客自動車の運転については自動三輪車に係るものに限られている旧自動三輪第二種免許で、普通自動車第二種免許に係る審査に合格したときの表示	「平成8.9.10審査（普2）合格 <u>京都公委</u> 」とし、備考欄に「審査（普2）未済」の表示がある場合は、同表示に横線二条を引いて抹消する。
法第96号附則第5条第3項の規定により、軽自動車の運転に限られている旧軽自動車免許で、普通自動車免許に係る審査に合格したときの表示	「平成8.9.10審査（軽車）合格 <u>京都公委</u> 」とし、備考欄に「審査（軽車）未済」の表示がある場合は、同表示に横線二条を引いて抹消する。
規則第15条の2の規定により、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び自動二輪車である緊急自動車を、緊急用務のために運転することができない免許で、緊急自動車運転資格の審査に合格したときの表示	大型自動車にあつては「緊急車（大型）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」 中型自動車にあつては「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」 準中型自動車にあつては「緊急車（準中型）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」 普通自動車にあつては「緊急車（普通）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」 自動二輪車にあつては「緊急車（大型二輪）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」又は「緊急車（普通二輪）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」「緊急車（普通二輪小型）運転可〇〇年〇月〇〇日 <u>京都公委</u>」とする。

3 更新手続中に有効期間が満了するものの記載

免許証更新手続中に免許証の有効期間が満了するものについては、上の行から使用して更新手続の期間等について記載すること。

(1) 更新時講習対象者（高齢者講習対象者を除く。）に対する記載例

更新手続中	更新時講習未受講
年 月 日 まで有効	未受講のまま本免許証記載の更新手続中の有効期間を経過した場合は、免許証は失効し、運転した場合は無免許運転となります。
(申請日時)	(照会番号) (講習区分)

京都公委

※ 枠の下に「申請日時」「照会番号」「講習区分」を記載すること。

(2) 高齢者講習対象者に対する記載例

「更新手続中 年 月 日から
 年 月 日まで」 京都公委
照会番号)

4 免許証の特例更新の記載

免許証の特例更新をしたときは、上の行から使用して「法第 101条の 2 第 4 項により交付」のように記載すること。

5 経由更新申請を受理したときは、上の行から使用して「経由更新手続中 この免許証は新たな免許証と引換えに住所地公安委員会に提出して下さい。」のように朱文字で記載すること。

6 再交付免許証の発行の記載

再交付免許証を発行したときは、上の行から使用して「平8.9.10 再交付」のように記載すること。

7 免許証記載事項変更の記載

免許証記載事項の変更を記載するときは、次により上の行から使用して記載すること。

(1) 本籍を変更したときは、「本」と記載し、変更年月日を「平8.9.10」のように略記し、続いて新本籍を記載すること。本籍の字数が多いときは、別記第 4 氏名等記載方法の例によること。

(2) 住所を変更したときは、「住」と記載し、変更年月日を「平8.9.10」のように略記し、続いて新住所を記載すること。住所の字数が多いときは、氏名等記載方法の例によること。

(3) 氏名を変更したときは、変更年月日を「平8.9.10」のように略記するとともに、新氏名を記載すること。

8 初心運転者標識の免除、大型二輪車及び普通二輪車の初心運転者に係る取得年月日の記載

大型二輪車及び普通二輪車の初心運転者に係る取得年月日の表示をするときは「平成8.9.10 大自二」又は「大自二1年以上」のように、初心運転者標識の表示を免除されるときは「初心運転者標識免除」のように、上の行から使用して記載すること。

9 国外免許証の発給の記載

国外免許証の発給を記載したときは、上の行から使用して「国外免許証発給平8.9.10」のように記載すること。

別記
様式第 1

運 転 免 許 申 請 書					受験(着席)番号				
京都府公安委員会 殿					年 月 日				
フリガナ				生 年	大正 年 月 日			性 別	
氏 名				月 日	昭和 平成 年 月 日			男	女
現に受けている免許の種類		免 許		電話番号〔自宅・携帯・勤務先〕 — —					
試 験 免 除 の 該 当 事 由		学科・技能(教卒)		免 許 証 記 載 事 項 の 変 更 の 有 無					
受けようとする免許の種類		免 許		有 ・ 無					

手 数 料 欄	
------------------	--

備考 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。
※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年 月 日	
京都府公安委員会 殿	氏名
私は、運転免許証に I C チップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。	

様式第 2

(新規)																	
運転免許申請書（登録票）																	
京都府公安委員会 殿																	
年 月 日																	
処 理 区 分	□□□□□□					資 料 区 分	新 規	新規再送	新 無	結 新							
							2 4	24-EE	2 9	2 6							
仮登録番号	□□□□□□□□□□										受けようとする免許の種類						
生 年 月 日	大 正	昭 和	平 成	□□年□□月□□日													
	2	3	4														
免許証番号	□□□□□□□□□□□□																
照 会 番 号	□□□□□□							電 話 番 号	□□□□□□□□□□□□□□								
適 性 試 験	□□年□□月□□日							交付年月日	□□年□□月□□日								
受けようとする免許の種類	大	中	準	普	大	大	普自二		小	原	免 許 の 条 件		□□□ □□□ □□□				
	型	型	中	通	特	自	限	小	特	付			□□□ □□□ □□□				
	種類	11	18	19	12	13	21	22	22	15	16	運転練習の方法		□□□□			
呼 び 名	□□□□□□□□□□□□□□□□										性 別	男 1		女 2			
フリガナ											生年	大正				性 別	
氏 名											月日	昭和 年 月 日				男 女	
												平成					
本籍・国籍等	-----																
住 所	-----																
連 絡 先	電話番号[自宅・勤務先・携帯]								住所地の警察署名		警察署						
	— —																
旧免許証コード	□□□□□□□□□□□□																
警 察 署 コード	□□□□		統一氏名		□□□□-□□□□				区 分		□						

備考

- 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

取扱者印	登録者印	再登録者印

様式第 3

運 転 免 許 受 験 票

※フリガナ								免 除 理 由				
※氏 名												
※生年月日		年 月 日						※指定校				
適 性	視 力	裸 眼	左眼		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左眼		視 野	左		
			右眼				右眼			右		
			両眼				両眼			計		
試 験	深 視 力	1 回	mm	色 彩 識 別 能 力		適 否						
		2 回	mm	運 動 能 力		適 否						
		3 回	mm									
		4 回	mm	聴 力		適 否						
免許を与える 場 合 の 条 件												
写 真		確 認	確 認 事 項				確認者印		受けようとする 免 許 の 種 類			
年 月 日撮影												
試 験 結 果 表	事 項	年 月 日	場 所 (受 験 番 号)			結 果			担当者印			

※印のところだけ記入してください。

様式第 4

年 月末日廃棄

長 殿

年 月 日
長

運転免許申請書等（新規・併記・特別新規・更新・再交付・一部取消し）送付書
次のとおり申請のあつた 人の関係書類を送付する。

[illegible]

様式第 5 削除

様式第 6

運転免許登録票（併記） 京都府公安委員会 殿 年 月 日									
フリガナ			生 年	大正 年 月 日			性 別		
氏 名			月 日	昭和 年 月 日			男	女	
現に受けている免許の種類	免 許		電話番号[自宅・勤務先・携帯]						
試験免除の該当事由	学科・技能(教)		— —						
受けようとする免許の種類	免 許		免許証記載事項 の変更の有無			有 ・ 無			

《免許証の写し》 （表）

（裏）

処理区分	□□□□□□				資 料 区 分	併 記 ④④	併 無 4 9	同時処理											
生年月日	大正	昭和	平成	□□年□□月□□日			受けようとする免許の種類												
	2	3	4																
免許証番号	□□□□□□□□□□□□																		
照会番号	□□□□□				電話番号	□□□□□□□□□□□□													
適性試験日	□—□□年□□月□□日				交付年月日	□□年□□月□□日													
受けようとする免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け	免許の条件	□□□ □□□		
	型	型	中型	通	特	自	二	限	小	特	付	引	二	二	二		特	引	
	11	18	19	12	13	21	22	22	15	16	17	31	38	32	33	34	□□□ □□□		
呼 び 名	□□□□□□□□□□□□□□□□														練習方法	□□□□			
警察署コード	□□□□		区 分		□														
特 定 失 効 区 分	6 箇月以内 やむを得ず 今回のみ				6 箇月以内 やむを得ず 今回及び前回				な し								取扱者印	登録者印	再登録者印
	1				2				0										

備考 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

様式第 7

運転免許申請書（特別新規）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ											生 年 月 日		大正 昭和 年 月 日 平成					性 別	
氏 名																		男	女
電 話 番 号	[自宅・勤務先・携帯] — —										免許証記載事項の変更の有無					有・無			
受けようとする 免許の種類	大	中	準	普	大	大	普自二		小	原	け	大	中	普	大	け	免許の条件等		
	型	型	中型	通	特	自二	限定無	小型	特	付	引	二	二	二	特二	引二			
	11	18	19	12	13	21	22	22	15	16	17	31	38	32	33	34			
記載事項変更	旧 氏 名																		
	新本籍・国籍等																		
	新 住 所																		

試験免除の該当事由	
-----------	--

手数料欄	
------	--

- 備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
- 2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年 月 日
京都府公安委員会 殿 氏名
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。

様式第7の2

特 別 新 規 登 録 票

(表)

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ											生 年 月 日		大正 昭和 平成 年 月 日					性 別	
氏 名																		男	女
電 話 番 号	[自宅・勤務先・携 帯] — —										免許証記載事項の変更の有無					有・無			
受けようとする免許の種類	大	中	準	普	大	大	普自二		小	原	け	大	中	普	大	け	免許の条件等		
	型	型	中型	通	特	自二	限定無	小型	特	付	引	二	二	二	特二	引二			
	11	18	19	12	13	21	22	22	15	16	17	31	38	32	33	34			
記載事項変更	旧 氏 名																		
	新本籍・国籍等																		
	新 住 所																		

《免許証の写し》 (表)

(裏)

処理区分	□□□□□□	資料 区分	特別申請	特 無	同時処理	新規	新無	結新	併記	併								
			2 0	2 5		2 4	2 9	2 6	4 4	4 9								
適性試験日	年 月 日		交付年月日		年 月 日		照会番号		□□□□□									
試験免除 の理由等	1	特定失効(6箇月以内～やむを得ず以外)					海外・病気・身体拘束・その他 () 今回 年 月 日～ 年 月 日 前回 年 月 日～ 年 月 日											
	2	特定失効(6箇月以内～やむを得ず)																
	3	特定失効(6箇月超3年以内)																
	4	特別失効(3年以上)																
	5	特定取消処分者(取消日 年 月 日)																
練習方法	□□□□□		警察署コード		□□□□□													
免許証番号	□□□□□□□□□□□□					区分	□	旧免許証番号	□□□□□□□□□□□□									
免 許 証 等	○初心運転者標識免除 ○外国免許有 ()・無																	
免許の種類	大	中	準	普	大	大	普自二		小	原	け	大	中	普	大	け	免許の 条件等	□□□ □□□ □□□ □□□ □□□ □□□
	型	型	中型	通	特	自二	限定無	小型	特	付	引	二	二	二	特二	引二		
	11	18	19	12	13	21	22	22	15	16	17	31	38	32	33	34		
特定失効区分			今回のみ		今回及び前回		今回、前回及び前々回		やむを得ない理由以外									
	6 箇月以内		1		2		A		3									
	6 箇月超 3 年以内		5		6		B		4									
	一定の病気 による取消		失効歴 1 回		失効歴 2 回		失効歴 3 回		失効歴なし									
			8		9		C		7									
												取扱者印		登録者印				

備考 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

(裏)

写 真		確 認 事 項											
		適 性 試 験 （ 検 査 ） 結 果 票											
		視 力	裸 眼	左眼	以上	矯 正	眼 鏡 コン タ ク ト レ	左眼	以上	視 野	左	度	
右眼	以上			右眼	以上			右	度				
両眼	以上			両眼	以上			両	度				
実 施 者 印		深 視 力	裸 眼	1 回	mm	深 視 力	矯 正	1 回	mm	運動能力	適 否		
				2 回	mm			2 回	mm				
				3 回	mm			3 回	mm				
				平均				mm	平均		mm	聴 力	適 否
免許の条件等													
年 月 日		実 施 署		結 果				担 当 者 印					
備 考													

注 実施者印欄には、適性試験（検査）実施者が押印すること。

様式第 8

運 転 免 許 申 請 書 (外免切替)																								
京都府公安委員会 殿																								
年 月 日																								
処 理 区 分	□□□□□										資料区分		同時 処理	外免切替										
														新規	新無	結新	併記	併無						
													2 4	2 9	2 6	4 4	4 9							
生 年 月 日	大正	昭和	平成	□□年□□月□□日										受けようとする免許の種類										
	2	3	4																					
免許証番号	□□□□□□□□□□□□																							
照 会 番 号	□□□□□										電 話 番 号		□□□□□□□□□□□□											
適性試験日	□□年□□月□□日										交付年月日		□□年□□月□□日											
受けようとする免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	免許の条件等		□□□ □□□ □□□						
	型	型	中型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	二	二	引			□□□ □□□						
	11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34	運転練習の方法		□□□□						
呼 び 名	□□□□□□□□□□□□□□□□										性 別		男 1		女 2									
フリガナ											生年 月 日		大正 昭和 平成					性 別						
氏 名																		男		女				
本籍・国籍等																								
住 所																								
連 絡 先	電話番号[自宅・勤務先・携帯] — —										住 所 地 の 警 察 署 名		警察署											
試験免除の 該当理由											確認者印													
旧免許証番号	□□□□□□□□□□□□										自動二輪通算歴		□□年□□月											
新警察署コード	□□□□										新統一氏名		□□□□ — □□□□											
旧氏名											旧本・国籍等													
											旧 住 所													

備考 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。

手数料欄	
------	--

様式第 8 の 2

(表)

特 別 新 規 登 録 票 (外免切替)																									
京都府公安委員会 殿																									
年 月 日																									
処 理 区 分	□□□□□□										資料区分		同時	外免切替											
													処理	新規	新無	結新	併記	併無							
														2 4	2 9	2 6	4 4	4 9							
生 年 月 日	大正	昭和	平成	□□年□□月□□日										受けようとする免許の種類											
	2	3	4																						
免許証番号	□□□□□□□□□□□□																								
照 会 番 号	□□□□□□										電 話 番 号		□□□□□□□□□□□□□□												
適性試験日	□□年□□月□□日										交付年月日		□□年□□月□□日												
受けようとする免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	けん	大	中	普	大	けん	免許の条件等		□□□ □□□ □□□ □□□ □□□							
	型	型	中型	通	特	自二	自二	特	付	引	二	二	二	二	引二										
		11	18	19	12	13	21	22	15	16	17	31	38	32	33	34	運転練習の方法		□□□□						
呼 び 名	□□□□□□□□□□□□□□□□															性 別		男 1		女 2					
フリガナ											生年 月 日		大正 昭和 平成										性 別		
氏 名													年 月 日										男 女		
本籍・国籍等																									
住 所																									
連 絡 先	電話番号[自宅・勤務先・携帯]										住 所 地 の		警察署												
	— —										警 察 署														
試験免除の 該当理由																確認者印									
旧免許証番号	□□□□□□□□□□□□										自動二輪通算歴		□□年□□月												
新警察署コード	□□□□			新統一氏名			□□□□ — □□□□			区 分		□													
旧氏名											旧本・国籍等														
											旧 住 所														

交付公安委員会名				公安委員会				
交付照会番号				年 月 日				
免 許 年 月 日	第一種 免許	二小原						
	免許の 種類	大中準普大大普小原け大中普大け 中 自 自 ん 特 引 型型型通特二二特付引二二二二二						
	第一種 免許	その他	年 月 日					
	第二種免許		年 月 日					

取扱者印	登録者印	再登録者印

(裏)

写 真		確 認 事 項										
		適 性 試 験 （ 検 査 ） 結 果 票										
		視 力	裸 眼	左眼	以上	矯 正	眼 鏡 コン タ ク ト レ ン ズ	左眼	以上	視 野	左	度
				右眼	以上			右眼	以上		右	度
両眼	以上			両眼	以上			両	度			
実 施 者 印		深 視 力	裸 眼	1 回	mm	深 視 力	矯 正	1 回	mm	色彩識別能力	適 否	
				2 回	mm			2 回	mm	運動能力	適 否	
				3 回	mm			3 回	mm			
				平均	mm			平均	mm	聴 力	適 否	
免許の条件等												
年 月 日		実 施 署		結 果				担 当 者 印				
備 考												

注 実施者印欄には、適性試験（検査）実施者が押印すること。

様式第 9 削除

様式第10

限定解除審査申請書				受験(着席)番号			
京都府公安委員会 殿						年 月 日	
フリガナ				生年		大正昭和 平成	
氏 名				月 日		年 月 日	
						性 別	
						男 女	
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件				電話番号〔自宅・携帯・勤務先〕 — —			
免許証記載事項の変更の有無		有 ・ 無					

備考 受験申請者は、太線の枠で囲んだ箇所のみ記入すること。

手数料欄	
------	--

様式第11

限定解除審査票									
平成 年 月 日									
京都府公安委員会 殿									
フリガナ				生年		大正昭和 平成年 月 日		性 別	
氏 名				月 日				男 女	
限定解除審査を受けようとする者に係る免許の条件						電話番号〔自宅・携帯・勤務先〕 — —			
免許証記載事項の変更の有無				有 ・ 無					

《免許証の写し》 (表)

(裏)

処 理 区 分	□□□□				資料	併 記	併 無	同時処理	
生 年 月 日	大正	昭和	平成	□□年□□月□□日	区分	4 4	4 9		
	1	2	3		受けようとする者の免許条件				
免 許 番 号	□□□□□□□□□□								
照 会 番 号	□□□□□				電 話 番 号	□□□□□□□□□□			
審査試験日	□-□□年□□月□□日				交付年月日	□-□□年□□月□□日			
免許の条件	□□□ □□□ □□□ □□□ □□□					運転練習方法		□□□□	
警 察 署 コード	□□□□		新統一氏名		□□□□-□□□□		区 分	□	
自動二輪取得年月日	□-□□年□□月□□日				自動二輪通算歴	□□年□□月			
現有免許の有効年	年					取 扱 者 印	登 録 者 印	再登録者印	

審 査 結 果 表							
審 査 項 目		年 月 日		審 査 結 果		担 当 者 印	
免 許 の 変更条件			免許証 確 認			確認者印	

備考 免許証の写し欄には、現に受けている免許に係る免許証の表側及び裏側を複写すること。

様式第12

緊急自動車運転資格記載申請書																	
京都府公安委員会 殿												年 月 日					
氏 名 、 生 年 月 日										年 月 日							
記 載 申 請 の 理 由				運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため						運転免許証を再交付されたため							
審 査 合 格 年 月 日				年 月 日													
審 査 公 安 委 員 会				公安委員会													
緊 急 自 動 車 の 種 類				中型 準中型 普通 大自二 普自二 ()													
現 に 受 け て い る 免 許	交 付 公 安 委 員 会 名			公 安 委 員 会													
	交 付 年 月 日			年 月 日				有 効 期 限		年 月 日							
	免 許 証 番 号			第 号													
	免 許 の 種 類			大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二
緊 急 自 動 車 の 使 用 者		所 在 地															
		職 名															
		氏 名															

- 備考 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
- 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は該当するものを○で囲むこと。

運転免許証更新申請書（登録票）

京都府公安委員会 殿 年 月 日

フリガナ				生年 月日		大正 昭和 平成		年 月 日		性別					
氏 名		(氏)		(名)						男 女					
電 話 番 号		(自宅・携帯・勤務先) — —													
処理区分	0001R1		資料 区分	更新	特例 更新	一部 更新	特例 更新	変 更 事 項						同時処理	
				住所	氏名	住所+	本・	住所+本	本・国籍	住所+本	本・国籍	住所+本			
				51	52	53	54	55	56	57	氏名	国籍等	・国籍等		+氏名
生年月日		大正	昭和	平成	年 月 日		免許証番号								
		2	3	4			照会番号								
電話番号												(適性) 交付 年月日	平成	年 月 日	
免許の条件												4	年 月 日		
呼 び 名												性 別	男 1	女 2	

《免許証の写し》 (表)

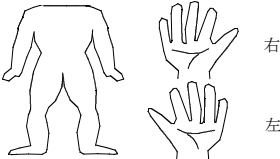
(裏)

免 許 年月日	二・小・原	なし	大正	昭和	平成	年 月 日	免許の 種 類	中	準	普	大	大	普	小	原
		0	2	3	4	年 月 日		型	中	通	特	自	特	付	
	その他	なし	大正	昭和	平成	年 月 日		18	19	12	13	21	22	15	16
更新申請 都道府県	61	特定失効区分		今回のみ	今回及び前回	今回、前回及び前々回	やむを得ない理由以外		新警察署 コード						
		6箇月以内		1	2	A	3								
		6箇月超3年以内		5	6	B	4								

免許 変更 記載 事項	有・無	変 更 事 項	本籍・国籍等			
			住 所			
			フリガナ			
			氏 名	(氏)	(名)	
					取扱者印	登録者印

- 備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等を質問票（別紙）に記載してください。

(裏面)

手 数											
料 欄											
適 性 検 査 結 果 表											
視 力	裸 眼	左 眼	以上		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左 眼	以上			
		右 眼	以上				右 眼	以上			
		両 眼	以上				両 眼	以上			
深 視 力	裸眼	1 回	mm		視 野	左	度		運動能力	適 否	
		2 回	mm			右	度				
	矯正	3 回	mm			両	度		聴力	適 否	
		平 均	mm								
適 性 検 査 結 果			合 否						実施者印		
免 許 の 条 件 等											
備 考	身 体 障 害 の 状 態										
											

更新時視力検査合格基準（抜粋）

検査種別 免許種別	視 力 検 査 （ 矯 正 視 力 を 含 む ）			深視力検査
	両 眼	一 眼	視 力 が 左 記 に 満 た な い 場 合	
大型・中型・準中型 けん引・第二種	0.8 以 上	それぞれ 0.5 以 上	不 可	要 合 格
普通・大特・自動二輪	0.7 以 上	それぞれ 0.3 以 上	一眼の視力が0.3未満・失明の場合	不 要
			他 眼 の 視 力 が 0.7 以 上 他 眼 の 視 野 が 左 右 1 5 0 度 以 上	
原 付 ・ 小 特	0.5 以 上		一 眼 が 失 明 し て い る 場 合	不 要
			他 眼 の 視 力 が 0.5 以 上 他 眼 の 視 野 が 左 右 1 5 0 度 以 上	

※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

確 結果			年 月 日
	京都府公安委員会 殿		氏名 _____
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。			

運 転 免 許 証 更 新 申 請 書 （ 登 録 票 ） （ 転 入 ）

京都府公安委員会 殿 年 月 日

フリガナ		(氏)		(名)		生 年 月 日	大正 昭和 平成 年 月 日				性 別					
氏 名											男	女				
電 話 番 号		(自 宅 ・ 携 帯 ・ 勤 務 先)										— —				
処理区分	0001R1			資料 区分	更新	特 例 更 新	一 部 更 新	特 例 一 部 更 新	変 更 事 項				同時処理			
					36	32	33	31	住 所	住所+氏名	住所+本・国籍等	住所+本・国籍等 +氏名				
									A 1	A 3	A 5	A 7				
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日			免許証番号									
	2	3	4				照会番号									
電話番号												(適性) 交付 年月日	平成			
免許の条件												4				
呼 び 名													性 別	男 1	女 2	

《免許証の写し》 (表)

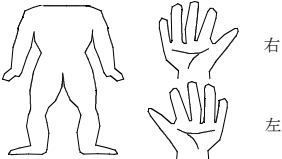
(裏)

免 許 年 月 日	二・小・原	なし	大正	昭和	平成	年 月 日	免許の 種 類	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付
	そ の 他	なし	大正	昭和	平成	年 月 日		18	19	12	13	21	22	15	16
		0	2	3	4	年 月 日									
更新申請 都道府県	61	特定失効区分			今回のみ	今回及び前回	今回、前回及び前々回	やむを得ない理由以外			新警察署 コード				
		6 箇月以内			1	2	A	3							
		6 箇月超 3 年以内			5	6	B	4							

変 更 事 項	本籍・国籍等														
	住 所														
	フリガナ														
	氏 名	(氏)		(名)		取扱者印				登録者印					

備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

(裏面)

手数料欄											
適性検査結果表											
視力	裸眼	左眼	以上		矯正	眼鏡 コンタクトレンズ	左眼	以上			
		右眼	以上				右眼	以上			
		両眼	以上				両眼	以上			
深視力	裸眼	1回	mm		視野	左	度		運動能力	適否	
		2回	mm			右	度				
	矯正	3回	mm			両	度		聴力	適否	
		平均	mm								
適性検査結果			合否						実施者印		
免許の条件等											
備考	身体障害の状態										
					-----						

更新時視力検査合格基準（抜粋）

検査種別 免許種別	視力検査（矯正視力を含む）			深視力検査
	両眼	一眼	視力が左記に満たない場合	
大型・中型・準中型 けん引・第二種	0.8 以上	それぞれ 0.5 以上	不可	要合格
普通・大特・自動二輪	0.7 以上	それぞれ 0.3 以上	一眼の視力が0.3未満・失明の場合	不要
			他眼の視力が0.7以上 他眼の視野が左右150度以上	
原付・小特	0.5 以上		一眼が失明している場合	不要
			他眼の視力が0.5以上 他眼の視野が左右150度以上	

※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

確	結果	
---	----	--

年 月 日	
京都府公安委員会 殿	氏名 _____
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。	

処理 区分		資 料 区 分	更新	特例 更新	一部 更新	特例 一部 更新	変 更 事 項						同時処理	
							住所	氏名	住所 + 氏名	本・ 国籍 等	住所+ 本・国 籍等	本・国籍 等+氏名	住所+本 ・国籍等 +氏名	
			3 6	3 2	3 3	3 1	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	
			住所	住所+氏名	住所+本・国籍等	住所+本・国籍等+氏名								
			A 1	A 3	A 5		A 7							

免許証 記載 事項	本籍・国籍等	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日・性別	
電 話 番 号 (自宅・携帯・勤務先)		

写 真

- 1 印字されているところ以外の太枠内を記入して下さい。
- 2 免許証の記載事項に変更のある方は、変更事項について記入して下さい。
記載事項を変更する場合は、住民票の写し等が必要です。

記 載 事 項 の 変 更			
変更の有無	本籍・国籍等		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	性別 男 ・ 女

<免許証の写し>

講習種別

有効期間

新照会番号

暗証番号

取扱者印	登録者印

適性検査結果表										
視力	裸眼	左眼	以上		矯正 コンタクトレンズ	眼鏡	左眼	以上		
		右眼	以上				右眼	以上		
		両眼	以上				両眼	以上		
深視力	裸眼	1回	mm		視野	左	度	運動能力	適・否	
		2回	mm			右	度			
	矯正	3回	mm			両	度	聴力	適・否	
		平均	mm							
適性検査結果		合否							実施者印	
条件変更の有無		現条件								
有・無		新条件								
備考	身体障害の状態									

免許種別

二・小・原
他
二種
国外免許発給
大型自動二輪
普通自動二輪
高齢者講習受講日

* 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年	月	日
京都府公安委員会殿		
氏 名		
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。		

更新申請 都道府県	6 1	特定失効区分	今回のみ	今回及び前回	今回、前回及び前々回	やむを得ない理由以外	新警察署 コード	
		6箇月以内	1	2	A	3		
		6箇月超3年以内	5	6	B	4		

運転免許証更新等手数料納付書

年 月 日	年 月 日		
フリガナ			性別 男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日		

＊ 太枠内を記入して下さい。

更新手数料及び講習手数料	
更新手数料 円	講習手数料 円

運転免許証更新申請書（Ⅰ）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ						生 年 月 日		大正 昭和 平成				性 別							
氏 名				(氏)		(名)		年 月 日				男 女							
電 話 番 号				(自宅・携帯・勤務先) — —															
処理区分	資料更新 特例更新 一部更新 特例一部更新			資料 区 分	36	32	33	31	変 更 事 項								同時処理		
									住所	氏名	住所+	本・	住所+本	本・国籍	住所+本	住所+本			
									51	52	53	54	55	56	57				
生年月日	大 正	昭 和	平 成	年 月 日	免許証番号														
	2	3	4		照 会 番 号														
電話番号															(適性) 交付 年月日	平成			
免許の条件																4			
呼 び 名															性 別	男 1	女 2		

手 数 料 欄	
---------	--

免許証 変更の有無 記載事項	有・無	変 更 事 更	本籍・国籍等										
			住 所										
			フリガナ										
			氏 名	(氏)	(名)	取扱者印							

備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

様式第15の2

運転免許証更新登録票（Ⅰ）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ						生 年 月 日		大正 昭和 平成		年 月 日		性 別				
氏 名		(氏)		(名)								男 女				
電 話 番 号		(自宅・携帯・勤務先) — —														
処理区分	資料区分		更新	特例更新	一部更新	特例更新	変 更 事 項						同時処理			
	36		32	33	31	住所	氏名	住所+氏名	本・国籍等	住所+本・国籍等+氏名	住所+本・国籍等+氏名					
	51		52	53	54	55	56	57								
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日			免許証番号									
	2	3	4				照会番号									
電話番号													(適性)交付年月日	平成	年 月 日	
免許の条件													4	年 月 日		
呼 び 名													性 別	男 1	女 2	

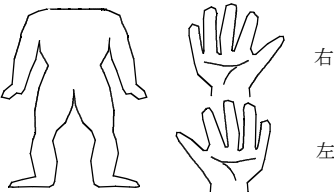
《免許証の写し》 (表)

(裏)

免 許 年 月 日	二・小・原	なし	大正	昭和	平成	年 月 日	免許の 種 類	中	準	普	大	大	普	小	原
	その他	なし	大正	昭和	平成	年 月 日		型	中	通	特	自	特	付	
		0	2	3	4			18	19	12	13	21	22	15	16
更新申請 都道府県	6 1	特定失効区分		今回のみ		今回及び前回		今回、前回及び前々回		やむを得ない理由以外		新警察署 コード			
		6箇月以内		1		2		A		3					
		6箇月超3年以内		5		6		B		4					

免許証記載事項 変更の有無	有・無	変更事項	本籍・国籍等		
			住 所		
			フリガナ	(氏)	(名)
			氏 名		
			取扱者印	登録者印	

(裏面)

適 性 検 査 結 果 表									
視 力	裸 眼	左 眼	以上		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左 眼	以上	
		右 眼	以上				右 眼	以上	
		両 眼	以上				両 眼	以上	
深 視 力	裸眼	1 回	mm		視 野	左	度	運動能力	適 否
		2 回	mm			右	度		
	矯正	3 回	mm			両	度	聴力	適 否
		平 均	mm						
適 性 検 査 結 果			合 否					実施者印	
免 許 の 条 件 等									
備 考	身 体 障 害 の 状 態								
				-----					

更新時視力検査合格基準（抜粋）

検査種別 免許種別	視 力 検 査 （ 矯 正 視 力 を 含 む ）			深視力検査
	両 眼	一 眼	視 力 が 左 記 に 満 た な い 場 合	
大型・中型・準中型 けん引・第二種	0.8 以 上	それぞれ 0.5 以 上	不 可	要 合 格
普通・大特・自動二輪	0.7 以 上	それぞれ 0.3 以 上	一眼の視力が0.3未満・失明の場合	不 要
			他眼の視力が 0.7以上	
原付・小特	0.5 以 上		一眼が失明している場合	不 要
			他眼の視力が 0.5以上	

※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年 月 日	
京都府公安委員会 殿	氏名 _____
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。	

様式第15の3

運転免許証更新申請書（Ⅰ）（転入）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ				生 年 月 日		大正 昭和 平成		性 別						
氏 名		(氏)		(名)		年 月 日		男 女						
電 話 番 号		(自宅・携帯・勤務先)		—		—								
処理区分	資料区分		更新	特例更新	一部更新	特例一部更新	変 更 事 項				同時処理			
	住所		住所+氏名		住所+本・国籍等		住所+本・国籍等+氏名							
	A 1		A 3		A 5		A 7							
生年月日	大正	昭和	平成	年 月 日		免許証番号								
	2	3	4	年 月 日		照会番号								
電話番号							(適性) 平成		年 月 日					
免許の条件							交付年月日		4		年 月 日			
呼 び 名							性 別		男 1		女 2			

手数料欄	
------	--

変更事項	本籍・国籍等		
	住 所		
	フリガナ		
	氏 名	(氏)	(名)
		取扱者印	

- 備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

様式第15の4

運転免許証更新登録票（Ⅰ）（転入）

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ						生		大正		性 別	
氏 名		(氏)		(名)		年 月 日		昭和 年 月 日		男 女	
電 話 番 号		(自宅・携帯・勤務先)		—		—					
処理区分	資料区分	更新	特例更新	一部更新	特例一部更新	変 更 事 項				同時処理	
						住所	住所+氏名	住所+本・国籍等	住所+本・国籍等+氏名		
		36	32	33	31	A 1	A 3	A 5	A 7		
生年月日	大正	昭和	平成			免許証番号					
	2	3	4	年 月 日		照会番号					
電話番号							(適性)交付年月日		平成		
免許の条件									4	年 月 日	
呼 び 名									性 別	男 1	女 2

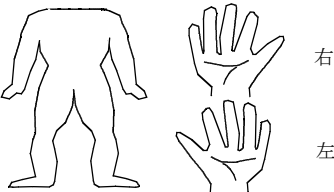
《免許証の写し》（表）

（裏）

免 許 年月日	二・小・原	なし	大正	昭和	平成	年 月 日		免許の 種 類	中	準	普	大	大	普	小	原
	その他	なし	大正	昭和	平成	年 月 日			型	型	通	特	自二	特	付	
		0	2	3	4				18	19	12	13	21	22	15	16
更新申請 都道府県	6 1	特定失効区分		今回のみ		今回及び前回		今回、前回及び前々回		やむを得ない理由以外		新警察署 コード				
		6箇月以内		1		2		A		3						
		6箇月超3年以内		5		6		B		4						

変 更 事 更	本籍・国籍等		
	住 所		
	フリガナ	(氏)	(名)
	氏 名		
		取扱者印	登録者印

(裏面)

適 性 検 査 結 果 表									
視 力	裸 眼	左 眼	以上		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左 眼	以上	
		右 眼	以上				右 眼	以上	
		両 眼	以上				両 眼	以上	
深 視 力	裸眼	1 回	mm		視 野	左	度	運動能力	適 否
		2 回	mm			右	度		
	矯正	3 回	mm			両	度	聴力	適 否
		平 均	mm						
適 性 検 査 結 果			合 否					実施者印	
免 許 の 条 件 等									
備 考	身 体 障 害 の 状 態								
				-----					

更新時視力検査合格基準（抜粋）

検査種別 免許種別	視 力 検 査 （ 矯 正 視 力 を 含 む ）			深視力検査
	両 眼	一 眼	視 力 が 左 記 に 満 た な い 場 合	
大型・中型・準中型 けん引・第二種	0.8 以 上	それぞれ 0.5 以 上	不 可	要 合 格
普通・大特・自動二輪	0.7 以 上	それぞれ 0.3 以 上	一眼の視力が0.3未満・失明の場合	不 要
			他眼の視力が 0.7以上	
原付・小特	0.5 以 上		一 眼 が 失 明 し て い る 場 合	不 要
			他眼の視力が 0.5以上	

※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年 月 日	
京都府公安委員会 殿	氏名 _____
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。	

年 月 日

東京都公安委員会																									
処理区分	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>D</td><td>O</td></tr></table>										D	O	資料 区 分	更新	特例 更新	一部 更新	特例 一部 更新	変 更 事 項							同時処理
											D	O													
							36	32	33	31	住所	氏名		住所+ 氏名	本・ 国籍等	住所+本 ・国籍等	本・国籍 等+氏名	住所+本 ・国籍等 +氏名							
51	52	53	54	55	56	57																			
生年月日	大正	昭和	平成	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 年			<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 月			<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 日			免許証番号												
2	3	4	照会番号																						
電話番号														(適性) 交付 年月日	平成	<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 年			<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 月			<table border="1"><tr><td></td><td></td></tr></table> 日			
免許の条件															4										
呼 び 名															性 別	男 1		女 2							
新	フリガナ													生年	大正 昭和 平成 年 月 日						性別				
	氏 名													月 日							男	女			
	本籍・国籍等																								
	住 所																								
電話番号	(自宅・携帯・勤務先) — —																								
新住所地の 警 察 署 名		警察署						前住所地の警察署名						警察署											
旧	フリガナ													現 に 受	交付年月日										
	氏 名													けている	照 会 番 号										
	本籍・国籍等																								
	住 所																								
新警察署コード		□□□□						新氏名コード						□□□□-□□□□											

手 数 料 欄	
---------	--

備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

運転免許証更新登録票（Ⅱ）

京都府公安委員会 殿

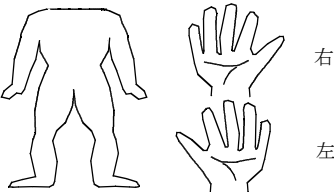
年 月 日

処理区分	D O				資料区分	更新	特例更新	一部更新	特例一部更新	変更事項								同時処理	
						36	32	33	31	住所	氏名	住所+氏名	本・国籍等	住所+本・国籍等	本・国籍等+氏名	住所+本・国籍等+氏名			
										51	52	53	54	55	56	57			
生年月日	大正	昭和	平成	年	月	日	免許証番号												
	2	3	4				照会番号												
電話番号																			
免許の条件																			
呼 び 名																			
新	フリガナ氏 名									生年月日	大正昭和平成 年 月 日				性別				
	本籍・国籍等																		
	住 所																		
	電話番号	(自宅・携帯・勤務先) — —																	
新	住所地の警察署名	警察署				前住所地の警察署名				警察署									
旧	フリガナ氏 名									現に受けている免許証	交付年月日		年 月 日						
											照会番号								
											有効年		年						
	本籍・国籍等																		
	住 所																		
新警察署コード		□□□□				新氏名コード		□□□□-□□□□											

免 許 年月日	二・小・原	なし	大正	昭和	平成	年	月	日	免許の種類	中	準	普	大	大	普	小	原
	型	中	通	特	自二					特	付						
	18	19	12	13	21					22	15	16					
更新申請 都道府県	6 1	特定失効区分				今回のみ	今回及び前回	今回、前回及び前々回	やむを得ない理由以外		新警察署 コード						
		6箇月以内				1	2	A	3								
		6箇月超3年以内				5	6	B	4								

取扱者印	登録者印

(裏面)

適 性 検 査 結 果 表									
視 力	裸 眼	左 眼	以上		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左 眼	以上	
		右 眼	以上				右 眼	以上	
		両 眼	以上				両 眼	以上	
深 視 力	裸眼	1 回	mm		視 野	左	度	運動能力	適 否
		2 回	mm			右	度		
	矯正	3 回	mm			両	度	聴力	適 否
		平 均	mm						
適 性 検 査 結 果			合 否					実施者印	
免 許 の 条 件 等									
備 考	身 体 障 害 の 状 態								
				-----					

更新時視力検査合格基準（抜粋）

検査種別 免許種別	視 力 検 査 （ 矯 正 視 力 を 含 む ）			深視力検査
	両 眼	一 眼	視 力 が 左 記 に 満 た ない 場 合	
大型・中型・準中型 けん引・第二種	0.8 以 上	それぞれ 0.5 以 上	不 可	要 合 格
普通・大特・自動二輪	0.7 以 上	それぞれ 0.3 以 上	一眼の視力が0.3未満・失明の場合	不 要
			他眼の視力が 0.7以上	
原付・小特	0.5 以 上		一 眼 が 失 明 し て い る 場 合	不 要
			他眼の視力が 0.5以上	

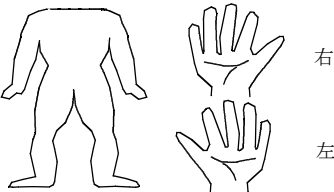
※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年 月 日	
京都府公安委員会 殿	氏名 _____
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。	

- 備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。
2 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

取扱者印	登録者印

(裏面)

適 性 検 査 結 果 表									
視 力	裸 眼	左 眼	以上		矯 正	眼 鏡 コンタクトレンズ	左 眼	以上	
		右 眼	以上				右 眼	以上	
		両 眼	以上				両 眼	以上	
深 視 力	裸眼	1 回	mm		視 野	左	度	運動能力	適 否
		2 回	mm			右	度		
	矯正	3 回	mm			両	度	聴力	適 否
		平 均	mm						
適 性 検 査 結 果			合 否					実施者印	
免 許 の 条 件 等									
備 考	身 体 障 害 の 状 態								
				-----					

更新時視力検査合格基準（抜粋）

検査種別 免許種別	視 力 検 査 （ 矯 正 視 力 を 含 む ）			深視力検査
	両 眼	一 眼	視 力 が 左 記 に 満 た な い 場 合	
大型・中型・準中型 けん引・第二種	0.8 以 上	それぞれ 0.5 以 上	不 可	要 合 格
普通・大特・自動二輪	0.7 以 上	それぞれ 0.3 以 上	一眼の視力が0.3未満・失明の場合	不 要
			他眼の視力が 0.7以上	
原付・小特	0.5 以 上		一 眼 が 失 明 し て い る 場 合	不 要
			他眼の視力が 0.5以上	

※ 暗証番号を設定されない方は、次に署名をお願いします。

年 月 日	
京都府公安委員会 殿	氏名 _____
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、情報を保護するため暗証番号を決める必要があるなどの説明を受けましたが、暗証番号を設定しないこととします。	

様式第17 削除

経 由 申 請 書

京都府公安委員会 殿

年 月 日

フリガナ			生	大正		性 別
氏 名	(氏)	(名)	年	昭和	年 月 日	男 女
電 話 番 号	(自宅・携帯・勤務先) — —					

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

《免許証の写し》 (表)				(裏)				
適 性 検 査 結 果 表								
視 力	裸 眼	左 眼	以上	矯 正	眼 鏡	左 眼	以上	
		右 眼	以上		コンタクト レンズ	右 眼	以上	
		両 眼	以上		両 眼	以上		
深 視 力	裸眼	1 回	mm	視 野	左	度	運動 能力	適 否
		2 回	mm		右	度		
	矯正	3 回	mm		両	度	聴力	適 否
		平 均	mm					
適 性 検 査 結 果							実施 者印	

備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入すること。
2 免許証の写し欄には、現に受けている免許証の表側及び裏側を複写すること。

手 数 料 欄		取扱者印

適 性 検 査 結 果 通 知 書

公安委員会 殿

年 月 日

京都府公安委員会

下記の者について、道路交通法第 101条の2の2第2項の規定により適性検査を実施したので、その結果を通知する。

フリガナ			生	大正		性 別
氏 名	(氏)	(名)	年	昭和	年 月 日	男 女
電 話 番 号	(自宅・携帯・勤務先) — —					

----- (この線から下には記載しないこと。) -----

《免許証の写し》 (表)				(裏)				
適 性 検 査 結 果 表								
視 力	裸 眼	左 眼	以上	矯 正	眼 鏡 コンタクト レンズ	左 眼	以上	
		右 眼	以上			右 眼	以上	
		両 眼	以上			両 眼	以上	
深 視 力	裸眼	1 回	mm	視 野	左	度	運動 能力	適 否
		2 回	mm		右	度		
	矯正	3 回	mm		両	度	聴力	適 否
		平 均	mm					
特 記 事 項								

備考 1 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入すること。
2 免許証の写し欄には、現に受けている免許証の表側及び裏側を複写すること。

殿

年 月 日

京都府公安委員会

再 検 査 実 施 通 知 書

先に、 公安委員会において実施した適性検査の結果から、新たに、適性検査を行う必要が生じたので、道路交通法第 101条の2の2の規定により下記のとおり通知します。

記

1 実施日時

年 月 日 午前・午後 時

2 実施場所

京都市伏見区羽束師古川町 647番地

京都府警察自動車運転免許試験場

3 持参する物

(1) この通知書

(2) 運転免許証

(3) 眼鏡等の必要な方は、眼鏡等

4 連絡先

京都府警察本部交通部運転免許試験課

担当 係

電話 075- 631-5181(代)

様式第18 削除
様式第19 削除
様式第20 削除

運転免許証再交付申請書・再交付登録票

京都府公安委員会 殿

処 理 区 分		資 料 区 分	再交付	同時 処理	住 所	氏 名	住 所 氏 名	本 籍 国籍等	住 所 本・国	本・国 氏 名	住+氏 本・国
			5 9	府内	5 1	5 2	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7
				転入	A 1	—	A 3	—	A 5	—	A 7
登録年月日		年 月 日			登録番号						

* 太枠内を記入して下さい。

申 請 日				年 月 日				写真貼付 写真の大きさ 縦 3 センチメートル 横 2.4センチメートル				
フリガナ												
氏 名												
生 年	大正	昭和	平成			性	男					女
月 日	2	3	4	年 月 日		別	1					2
本籍・ 国籍等												
住 所												
連絡先		電話番号（自宅・携帯・勤務先）					住所地を 管轄する 警 察 署		警察署			
再交付 理 由	1		2	3	4	5	6	7				
	亡失・滅失・盗難		再交付 取 消	事務上 の登録	汚損・破損	9→1	1→9	記 載 事 項 変 更 等 ()				

* 免許証の記載事項に変更のある方は、旧内容を記入して下さい。

旧 内 容	フリガナ							性 別	
	氏 名							男 女	
	本籍・ 国籍等								
	住 所								

現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会	公安委員会				有効年		年		色						
	交 付 年 月 日	年 月 日交付														
	照 会 番 号															
	免 許 証 番 号															
	免 許 の 種 類 (該当免許に○印)	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二
免 許 の 条 件	☐ 中型車は中型車（8 t）に限る（112） ☐ 中型車（8 t）、準中型車と普通車はA T車に限る（113） ☐ 準中型で運転できる準中型車は準中型車（5 t）に限る（363） ☐ 準中型車（5 t）と普通車はA T車に限る（364） ☐ 眼鏡等（850） ☐ 眼鏡等（原付・小特除く）（860） ☐ 普通車はA T車に限る（120） ☐ その他（ ）															

取 扱 者	登 録 者

* 太枠内を記入して下さい。

[illegible]

運転免許証（亡失・滅失）てん末書																	
京都府公安委員会 殿										年		月		日			
亡失・滅失の 年 月 日 時		年		月		日		午前・後		時		分		から			
亡失・滅失の 場 所 ・ 区 間 等		年		月		日		午前・後		時		分		までの間			
亡失・滅失の の 状 況		☐ 運転免許証のみ紛失した。 ☐ （ ）に入れていたが紛失した。 ☐ 盗難に遭った。 ☐ その他 []															
届 出 状 況 (○ 印)		届出の有無 ----- 有 ・ 無				届 出 種 別 ----- 遺失届・被害届				年		月		日 届出 警察署 交番・駐在所			
免 許 の 種 類 (該当免許に○印)		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	
上記のとおり間違いありません。 なお、私は、運転免許証を2通持つことが禁止されていることや、亡失等した免許証を発見した時は、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。																	
氏 名 (自書)																	

暗証番号を設定しない方		
京都府公安委員会殿		
年	月	日
氏名		
私は、運転免許証にＩＣチップが内蔵され、 情報を保護するために暗証番号を決める必要 があるなどの説明を受けましたが、暗証番号 を設定しないこととします。		

運転免許証受領書		
再交付された免許証を受領しました。		
年	月	日
氏名		

運転免許証再交付手数料納付書

年 月 日	年 月 日		
フリガナ			性別 男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日		

＊ 太枠内を記入して下さい。

運転免許証再交付手数料
円

(府内変更)												
運転免許証記載事項変更届 (登録票)												
京都府公安委員会 殿 年 月 日 届出者氏名												
処 理 区 分	□□□□□□			資料区分	同時処理	住 所	本 籍	氏 名	住・本	住・氏	本・氏	住・氏・本
						5 1	5 4	5 2	5 5	5 3	5 6	5 7
生 年 月 日	大正	昭和	平成	□□年□□月□□日	登 録 番 号	□□□□□						
	2	3	4			登録年月日	□□年□□月□□日					
免許証番号	□□□□□□□□□□□□					電 話 番 号	□□□□□□□□□□□□					
新 呼 び 名	□□□□□□□□□□□□□□						性 別	男 1		女 2		
変 更 し た 事 項	新	フリガナ	-----			生年月日	大正 昭和 平成	年	月	日	性 別	
		氏 名	-----								男	女
		本籍・国籍等										
	旧	住 所										
		氏 名										
		本籍・国籍等										
連 絡 先 (TEL)	自 宅	() 局 番				新住所地の警察署名		警察署				
	勤務先					旧住所地の警察署名		警察署				
免許証の交付日・番号			年 月 日									
新警察署コード		□□□□		新統一氏名		□□□□□□□□			区 分		□	

取 扱 者 印	登 録 者 印	再登録者印

備考 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。

府内変更

運転免許証記載事項変更届（登録票・センター）

京都府公安委員会殿

処理区分		資料区分	同時処理	住所	本籍	氏名	住・本	住・氏	本・氏	住・氏・本
			再交付	更新	5 1	5 4	5 2	5 5	5 3	5 6
登録番号			登録年月日		年 月 日					

* 太枠内を記入して下さい。

届 出 年 月 日			年 月 日		
変更事項（変更する項目に○印をして下さい。）				国籍・本籍・住所・氏名・その他	
新 内 容 で 全 て 記 入	フリガナ			生年	年 月 日
	氏 名			月 日	
	本籍・ 国籍等				性 別 男 女
	住 所				
	連絡先	自宅・携帯・勤務先			管轄警察署
本籍確認 （追記確認）		有 ・ 無		新警察署 コード	

<免許証の写し>

取扱者	登録者

																		変更照会番号		□□□□□													
(転入) 運転免許証記載事項変更届 (登録票) 京都府公安委員会 殿 年 月 日 届出者氏名																																	
処 理 区 分		□□□□□□				資料区分				同時処理		住 所		住所+氏名		住所+本籍等		住+氏+本															
												A 1		A 3		A 5		A 7															
生 年 月 日		大正		昭和		平成		□□年□□月□□日				登 録 番 号		□□□□□																			
		2		3		4						登録年月日		□□年□□月□□日																			
免許証番号		□□□□□□□□□□□□								電 話 番 号		□□□□□□□□□□□□□□																					
新 呼 び 名		□□□□□□□□□□□□□□□□												性別		1 男		2 女															
(新) 変更事項 及び変更 のない事 項も記入		フリガナ		-----										生年		大正		年 月 日		性 別													
		氏 名		-----										月 日		昭和				男 女													
		本籍・国籍等																															
		住 所																															
(旧) 変更事項 のみ記入		氏 名																															
		本籍・国籍等																															
		住 所																															
連 絡 先		電 話 番 号		[自宅・勤務先・携帯] — —										所 在 地 の 警 察 署		警察署																	
新 警 察 署 コード		□□□□																															
現 に 受 け て い る 免 許		交 付 日 ・ 番 号		年 月 日 — □□□□□										交付公安委員会		公安委員会																	
		免 許 の 条 件 等		□□□ □□□ □□□ □□										有効期間の末日		年 月 日まで																	
		自動二輪取得日		□ ・ □□ 年 □□ 月 □□ 日										登録事由 (免許の帯の色)																			
		免 許 年 月 日		二・小・原		無・昭和・平成		年 月 日										登 録 事 由 (免許証の色)															
		そ の 他		無・昭和・平成		年 月 日																											
		第 二 種		無・昭和・平成		年 月 日										金 1 青 4 緑 S																	
		免 許 の 種 類		大 型		中 型		準 中 型		普 通		大 特		大 自 一		普 自 二 限定無		小 型		小 特		原 付		け 引		大 二		中 二		普 二		大 特 二	
		11		18		19		12		13		21		22		22		15		16		17		31		38		32		33		34	
免 許 の 条 件																																	
																				取扱者印		登録者印											

備考 届出者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。

転入

運転免許証記載事項変更届（登録票・センター）

京都府公安委員会殿

処理区分		資料区分	同時処理	住 所	住所・氏名	本籍・住所	本・住・氏
			再 交 付	更 新	A 1	A 3	A 5
登録番号			登録年月日		年 月 日		

* 太枠内を記入して下さい。

届 出 年 月 日			年 月 日		
変更事項（変更する項目に○印をして下さい。）				国籍・本籍・住所・氏名・その他	
新 内 容 で 全 て 記 入	フリガナ			生年 月 日	年 月 日
	氏 名				
	本籍・ 国籍等				性 別 男 女
	住 所				
	連絡先	自宅・携帯・勤務先			管轄警察署

変更照会番号		新警察署コード	
本籍確認 （追記確認）	有 ・ 無	免許証の色	金 1 ・ 青 4 ・ 緑 S

<免許証の写し>

取扱者	登録者

様式第22の3 削除

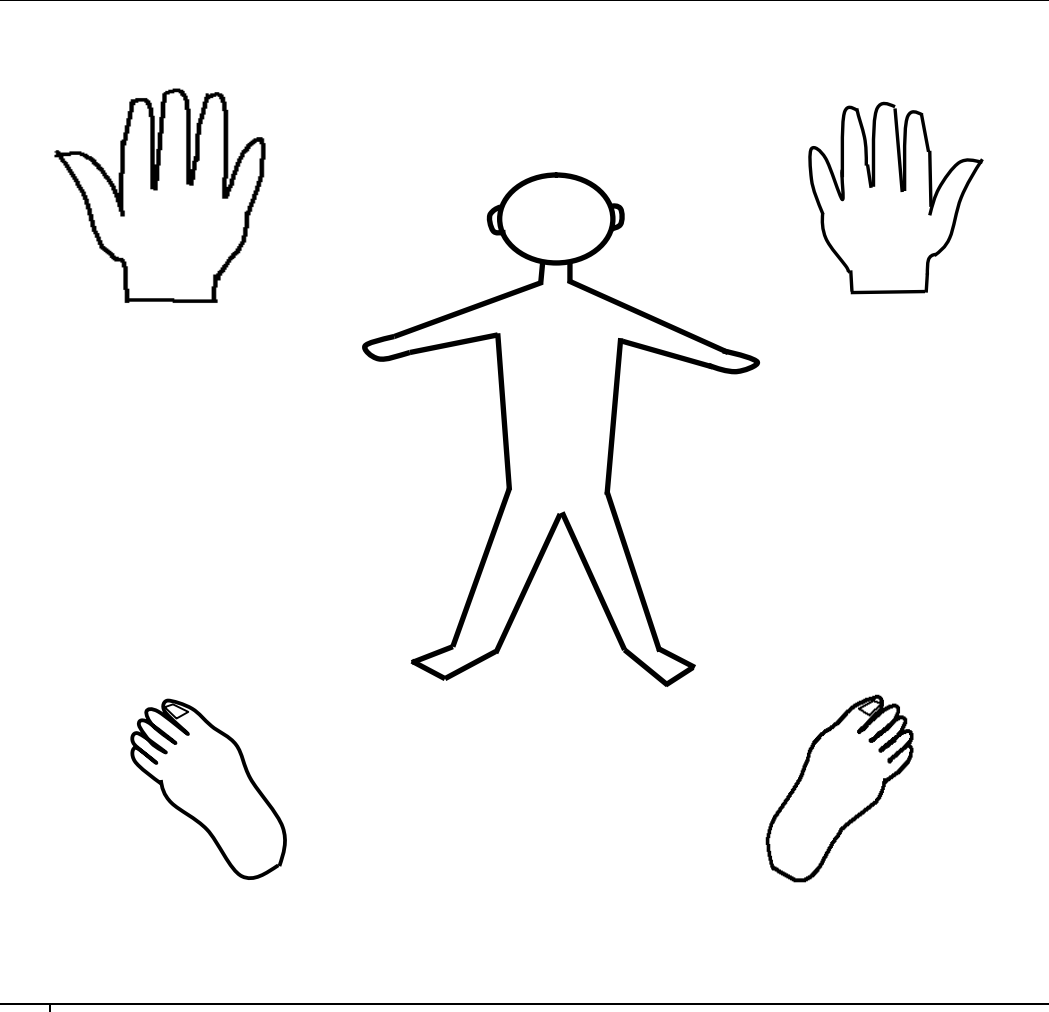
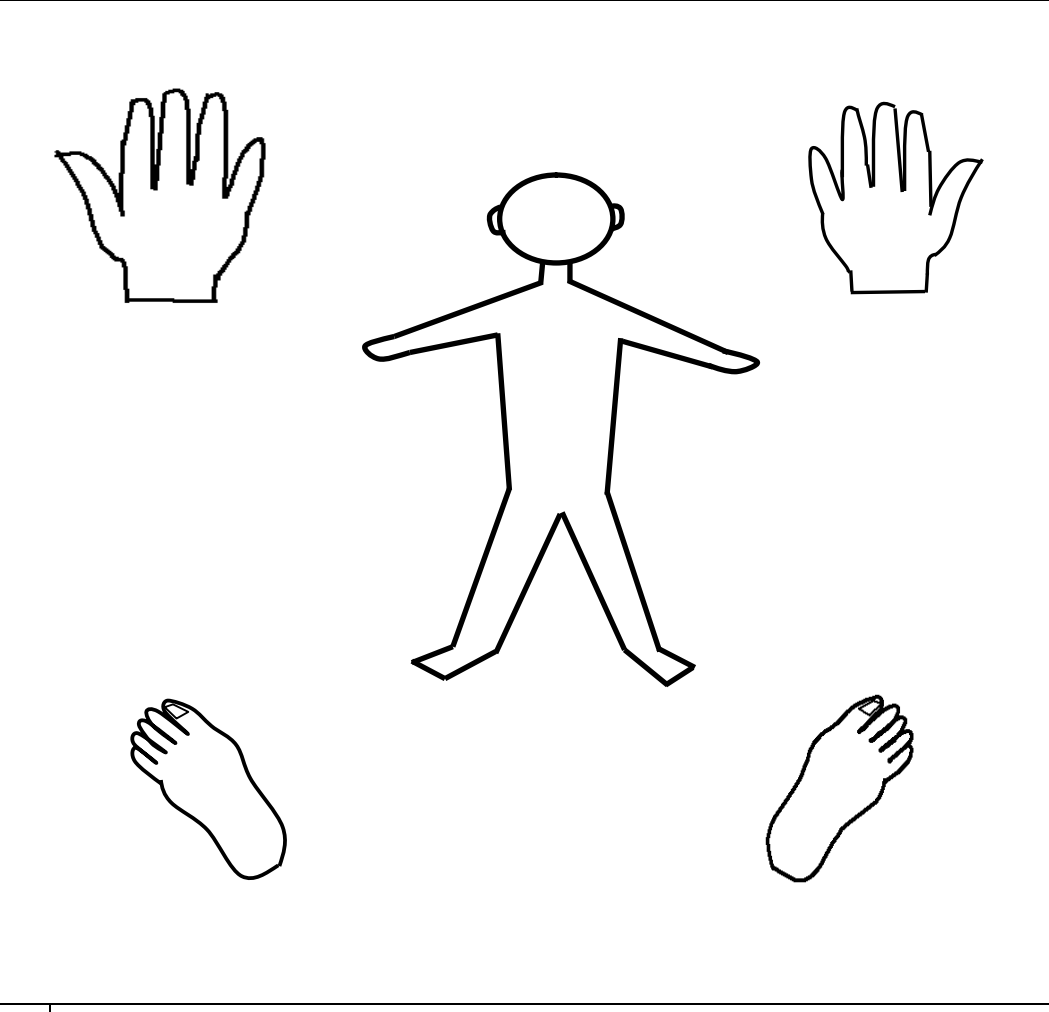
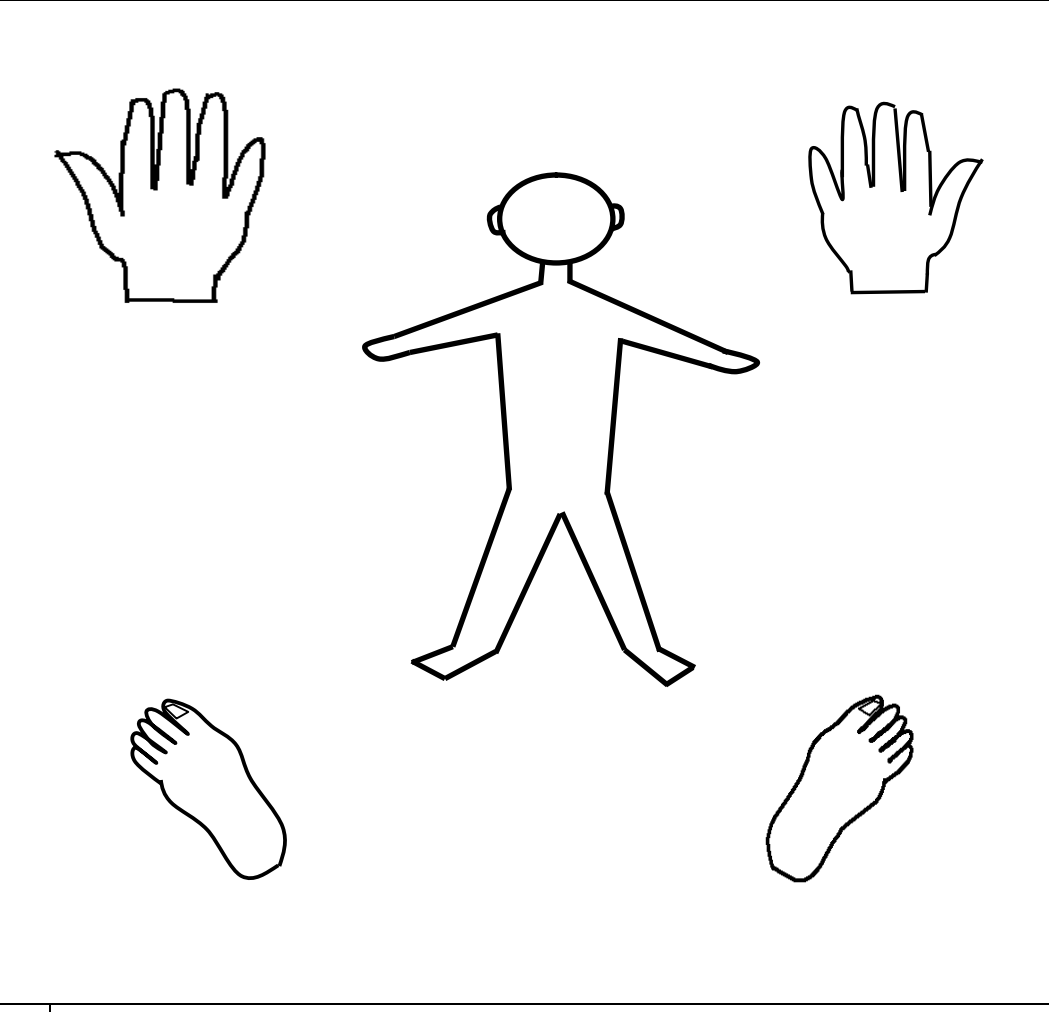
長 殿	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;"> 年 月 末日廃棄 </td> </tr> </table> 年 月 日 長			年 月 末日廃棄																																							
年 月 末日廃棄																																											
運転経歴証明書交付・再交付送付書 次のとおり申請者の関係書類を送付する。																																											
1 交付申請 (人分)																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">氏 名</th> <th style="width: 33%;">番 号</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> </table>	氏 名	番 号	備 考																			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">氏 名</th> <th style="width: 33%;">番 号</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> </table>	氏 名	番 号	備 考																		
氏 名	番 号	備 考																																									
氏 名	番 号	備 考																																									
2 再交付申請 (人分)																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">氏 名</th> <th style="width: 33%;">番 号</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> </table>	氏 名	番 号	備 考							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 33%;">氏 名</th> <th style="width: 33%;">番 号</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 30px;"></td><td></td><td></td></tr> </table>	氏 名	番 号	備 考																														
氏 名	番 号	備 考																																									
氏 名	番 号	備 考																																									

様式第22の5 及び様式第22の6 削除

運転経歴証明書 亡失・滅失 てん末書 年 月 日 京都府公安委員会 殿				
住 所				
氏 名		生 年 月 日	大 昭 年 月 日 平	
連 絡 先				
亡失・滅失 の年月日等	年 月 日	時 分	から	
	年 月 日	時 分	までの間	
亡失・滅失 の場所区間				
亡失・滅失 の 状 況				
亡失・滅失 届出の状況	届 出 の 有 無	有・無	届 出 先	警察署
	届 出 年 月 日	年 月 日		
亡失等した経歴証明書の交付公安委員会		公安委員会		
運転経歴証明書の再交付を受けた後で新たに免許を受けたときは今回再交付を受けた運転経歴証明書を、再交付を受けた後に亡失した運転経歴証明書を発見したときは発見した運転経歴証明書を返納します。 氏 名				

臨時適性検査等結果表

年 月末日廃棄

												氏名					大昭平		年	月	日	(歳)	男女	年		
審議年月日		年 月 日				審議番号								傷病名							条 件 内 容					
住 所																					A T 車		○			
職 業						電 話		()												ハ ン ド ル グ リ ッ プ		○				
現 有 免 許	番 号																							義 手		○
	種 別																							義 足		○
		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け ん 引	大 二	中 二							普 二	大 特 二	け 引 二	左 ア ク セ ル		○	
	交付年月日	年 月 日				免 許 年 月 日		一 種	二 小 原	年 月 日										A T 車でアクセル・ブレーキは手動式		○				
	照会番号								二 種	そ の 他	年 月 日									装 具		○				
条 件																				補 聴 器		○				
入校の可否		可 否												教習所												
格 下 げ		----->												二 輪 車 は 側 車 付		○										
審 議 者						条件記載者								二 輪 車 は A T 車		○										
受 理		本 部				署 ()		出張 ()						原 付 車 は 三 ・ 四 輪		○										
申 請 免 許	大 型	○	準 中 型	○	大 特	○	小 特	○	普 自 二	○	大 二	○	普 二	○	大 特 二	○	身 体 部 位	目	○	口	○					
	中 型	○	普 通	○	け ん 引	○	大 自 二	○	原 付	○	中 二	○	け 引 二	○				体	○	耳	○					
申 請 別	新 規	○	併 記	○	更 新	○	処 分 結 果	条 な 件 し				○		不 合 格		○		格 下 げ		○						
	失 効	○	審 査	○	臨 適	○		条 あ 件 り				○		保 留		○										
障 害 の 内 容 (原 因)																○										
																○										
																○										

身 体 の 状 況									運 動 能 力 判 定 機 器 等 測 定 結 果						
運 動 機 能	部 位	運 動 能 力	左			右			項 目	細 目	1 回	2 回	3 回	平 均	判 定
			可	不 全	不 能	可	不 全	不 能							
	上 肢	肩 関 節 運 動													
		腕左右上下振													
		肘 関 節 屈 伸													
		手 首 運 動													
	手	指 開 閉													
		握 力													
	下 肢	股 関 節 運 動													
		膝 関 節 運 動													
		足 首 運 動													
		飛 跳													
	聴 力	踏替反応時間													
会 話 聴 取					会 話	普 通									
検 査 器 聴 取						疎 通 可									
警 音 器						不 可									
備 考 欄 （ 追 跡 調 査 等 ）									運 転 適 性 検 査 結 果						

京都府公安委員会 殿

年 月 日

本籍確認・暗証番号照会・暗証番号閉塞解除申請書
私が保有する I C 免許証について、次のとおり申請します。

申請の区分	☐ 本籍確認 ☐ 暗証番号照会 ☐ 暗証番号閉塞解除
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住 所	
電 話 番 号	
免許証番号	

(注) 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入して下さい。

※ 担当者記入欄			
所 属		担当者	印

----- (切り取り線) -----

I C 免許証 本籍・暗証番号回答書

_____ 殿

年 月 日

京 都 府 公 安 委 員 会

・ 本籍

・ 暗証番号

暗証番号 1				
--------	--	--	--	--

暗証番号 2				
--------	--	--	--	--

運 転 免 許 証 交 付 申 請 書

照会番号	
------	--

京都府公安委員会 殿

※ 氏名 _____

※ 年 月 日生

※ 合格した免許の種類		免 許 証 受 領 欄
※ 合 格 し た 年 月 日 (交付予定日)	年 月 日	
受 領 年 月 日	年 月 日	
手 数 料 欄		

- 注 1 黒、青インク又はボールペンで書いてください。
 2 ※印は、すべて書いてください。

運転免許証受領書

年 月 日

氏 名	
生年月日	年 月 日

交付者印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

運輸免許拒否・保留通知書

理号	
整番	

あなたは、運転免許試験に合格されましたが、試験合格前の交通違反(交通事故)によつて運転免許の拒否・保留の処分基準に該当しますので、下記の日時に所定のところにおいでください。

記

午前 9 時から午前 11 時までの間
1 と き 年 月 日
午後 1 時から午後 3 時までの間

2 ところ

3 携行品 この通知書

4 注意事項

あなたが来られない場合は、代理人でも構いませんが、その場合には、この通知書及び委任状を御用意ください。

京試験第 号
年 月 日

警察署長 殿

運転免許試験課長

運転免許の拒否・保留 の処分について

下記の者の運転免許を拒否・保留 の処分に付するので、運転免許証の
交付申請があつたときは、弁明を受けてから別添の通知書を交付されたい。

記

通知書交付印

氏名生年月日		年 月 日生
免許種類番号		第 号
合 格 日 交 付 予 定 日	年 月 日合格	年 月 日交付 予定

京交 第 号
年 月 日

京都府警察本部長 殿
(運転免許試験課長)

警察署長

保留等の処分執行結果報告書

下記の者の 処分を執行したので関係書類を添えて報告する。

記

処 分 種 別	拒 否 保 留
氏 名	
免 許 番 号	
処 分 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	弁明等機会付与の通知等の受領書 1 通 弁明調書 1 通 免許証

注 処分種別及び添付書類欄の記入は、該当するものを○で囲むこと。

前 歴 通 知 書

殿

あなたが、運転免許証の交付を受ける前にした交通違反等の点数は、 年 月
日の交通違反等で 点になっております。この点数は運転免許の効力の停止
等の処分基準点数に達していますので、1年以内に再び交通違反をしたり、交通事
故を起こすと、これが前歴となって運転免許の停止又は取消しを受けることになり
ます。

今後安全運転を励行して、交通事故の防止に努めてください。

年 月 日

京 都 府 警 察 本 部 長 印

様式第29

違反処分登録票									
資料区分		処分			短縮	処分＋短縮	処分猶予		
		執行	処分手配						
		62		65		64	66	68	
免許証番号									
生年月日		大正	昭和	平成	年 月 日				
		2	3	4					
性別		男				女			
		1				2			
氏名		氏				名			
統一氏名									
処分番号									
処分年月日						処分時間			
事件番号		発生地県				送致警察署等			
		事件番号							
処分内容	処分種別	取消	拒否	停止	保留 事後停止	仮停止後		運転禁止	
		取消	停止	3年以内	6月以内				
	1	2	3	4	5	6	A	B	
処分日数									
短縮処分日数									
本籍・国籍等									

登録者印

様式第30

仮 運 転 免 許 申 請 書					受験(着席)番号				
京都府警察本部長 殿					年 月 日				
フリガナ			生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日 平成	性 別				
氏 名					男	女			
現に受けている免許の種類		免 許		電話番号[自宅・携帯・勤務先] — —					
試 験 免 除 の 該 当 事 由		学科・技能(教卒)		運転免許の記載事項		有 ・ 無			
受けようとする免許の種類		免 許		の 変 更 の 有 無					

手数料欄	
------	--

備考 申請者は病気の症状等について質問票（別紙）に記載してください。

仮免許証交付手数料取扱簿

[illegible]

様式第32

仮 免 許 受 験 票 (☐ 普通 ☐ 準中型 ☐ 中型 ☐ 大型)												
※氏 名				免 除 理 由				確認者印				
※生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日												
※電 話 自 宅 呼 出 (方)				※指 定 校 名								
写真貼付 の り			の り		確 認	確 認 事 項				確認者印		
			写真貼付			住 民 票 (在留カード、特別永住者証明書等)						
			写真の大きさ・ 縦3センチ メートル 横2.4センチ メートル			修 了 証 明 書						
						免 許 証						
						申 請 関 係 書 類						
						その他 ()						
※ 年 月 日 撮影												
適 性	視 力	裸 眼	左 眼		矯 正	眼 鏡 コンタク トレンズ	左眼		視 野	左		
			右 眼				右眼			右		
			両 眼				両眼			計		
	試 験	深 視 力	1 回	mm	色 彩 識 別 能 力		適 否					
2 回			mm									
3 回			mm	運 動 能 力		適 否						
平 均			mm									聴 力
免許を与える 場合の条件												
試 験 結 果 表												
事 項	年 月 日		場 所		結 果		担 当 者 印					

※印のところだけ記入してください。

(裏)

[illegible]

仮 免 許 証 受 領 書

照会番号

京都府警察本部長 殿

※ 氏名

※ 年 月 日 生

※ 合格した免許の種類	免 許	免 許 証 受 領 欄
※ 合格した年月日 (交付予定日)	年 月 日	
受 領 年 月 日	年 月 日	
手 数 料 欄		

- 注 1. 黒、青インク又はボールペンで書いて下さい。
2. ※印は、すべて書いて下さい。

様式第34

仮 免 許 証 再 交 付 申 請 書 年 月 日 京都府警察本部長 殿		
申 請 者		手 数 料
※ 氏 名 (生年 月日)	年 月 日 生	
※ 住 所		
※ 再 交 付 を 必 要 と す る 理 由		
仮 免 許 証 番 号		第 61 号
交 付 年 月 日		年 月 日
有 効 期 限		年 月 日
免 許 の 条 件 等		
取扱担当者印		仮免許証受領欄
備 考		

※印の箇所のみ記入して下さい

仮 免 許 証 記 載 事 項 変 更 届 年 月 日 京都府警察本部長 殿 届出者氏名			
※免許証	仮 免 許 証 番 号		第 61 号
	交 付 年 月 日		年 月 日
変 更 し た 事 項			
※氏名	旧		
	新		
※住所	旧		
	新		
変 更 し た 理 由			
※			
免 許 証 訂 正 済			担当者印
備考			

※印のところだけ記入して下さい

仮免許証用紙 受 払 簿

[illegible]

国 外 運 転 免 許 証 交 付 申 請 書

年 月 日

京都府公安委員会 殿

交付番号	
------	--

フリガナ					
申請者氏名			生 年	昭和	性 別
			月 日	平成 年 月 日	
出生地(都道府県名のみ)	都道府県		過去の国外免許申請歴		有 ・ 無
電話番号	自宅・携帯・勤務先 - -		免許証記載事項の変更の有無		有 ・ 無
申請免許	A (二輪)	B (普通)	C (大型貨物)	D (大型乗用)	E (けん引)
渡航国名	渡航期間		年 月 日 ~ 年 月 日		
渡航目的	観光 出張 留学 移住 同行 その他 ()				
旅券発行年月日	年 月 日		旅券番号		

《免許証の写し》 (表)

(裏)

同時手続	更新	失効	再交付	記載事項変更	その他()
------	----	----	-----	--------	--------

備考 申請者は太線の枠で囲んだ箇所のみ記入してください。

手数料欄	
------	--

取扱者印

免許証受領欄

国外運転免許証交付申請書（センター）

京都府公安委員会殿

交付番号

＊ 太枠内を記入し、渡航を証明するものとして旅券等を提示して下さい。

申 請 日	年 月 日				
フリガナ					
申請者氏名					
ローマ字氏名 (旅券等記載氏名)	(姓)				
	(名)				
出 生 地	都道府県・国名			性 別	
				男	女
生年月日	年 月 日 (歳)				
電話番号	自宅・携帯・勤務先				
過去の国外免許申請歴の有無 有 ・ 無			免許証記載事項変更の有無 有 ・ 無		
申請免許	A (二輪)	B (普通)	C (大型貨物)	D (大型乗用)	E (けん引)
渡航証明	旅券発行年月日			旅券以外の資料	
	旅券番号				
渡航目的 (主な目的1つに○印)	☐ 観光 ☐ 出張 ☐ 留学 ☐ 移住 ☐ 同行 ☐ その他 ()				
渡航期間	年 月 日 から 年 月 日 までの間				
渡航国名 (主な渡航先1つに○印)	☐ アメリカ ☐ カナダ ☐ 中南米 (国名) ☐ ヨーロッパ (国名) ☐ オーストラリア ☐ オセアニア (国名) ☐ アジア (国名) ☐ 中近東 (国名) ☐ アフリカ (国名) ☐ その他 (国名)				

<免許証の写し>

申請者氏名		
国外運転免許証受領書		
国外運転免許証を受領しました。		
年 月 日		
氏 名		
		取扱者印

国外運転免許証交付簿

[illegible]

国外運転免許証交付手数料納付書

年 月 日	年 月 日		
フリガナ			性別 男・女
氏 名			
生年月日	年 月 日		

＊ 太枠内を記入して下さい。

国外運転免許証交付手数料
円

別添

受 験 資 格 調 査 票

この調査票は、あなたの運転免許試験の受験資格について調査するものです。正確に記入されないと運転免許試験に合格しても免許証が交付されない場合があります。

次の質問について、該当する箇所の□に✓印を付けてください。

質問 1 あなたは、過去に、運転免許証を持っていたことがありますか。

☐ あります ☐ ありません

質問 2 あなたは、これまでに免許取消処分、免許拒否処分又は国際免許運転禁止処分を受けたことがありますか。

☐ あります ☐ ありません

質問 3 あなたは、過去に、無免許運転、飲酒運転、麻薬等運転、仮免許運転違反、共同危険行為等禁止違反・同幫助あるいは運転殺人、危険運転致死傷、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、運転傷害、救護義務違反などで検挙されたことがありますか。

☐ あります ☐ ありません

(注意事項)

- 1 現在、免許取消処分を受け、免許を受けることができない期間に指定されている方、受験停止処分中の方又は免許停止処分中の方は、受験できません。
- 2 これまでに免許取消処分（初心取消を除く。）、拒否処分又は国際免許証で6箇月以上の運転禁止処分を受けた方又は免許が失効したためこれらの処分を受けなかった方は、取消処分者講習終了証明書（発行日から1年間有効）がないと受験できません。
- 3 運転免許試験に合格しても、免許の拒否又は保留処分の基準に該当していることが判明した場合は、運転免許証が交付されないことがあります。
また、運転免許証を交付後、当該免許を受ける前に免許の取消し又は停止処分の基準に該当していたことが判明した場合、免許の取消し又は停止処分を受けることがあります。

年 月 日（受験日）

氏名
（旧氏名 ）

生年月日 昭和 年 月 日
平成

(注)

- 1 氏名が変わっている方は、旧氏名も書いてください。
- 2 氏名は、住民票のとおりに記載してください。

※ 記載後は、二つに折って提出して下さい。